

第四十八回国会 農林水産委員会 議 録 第二十九号

昭和四十年四月二十二日(木曜日)

午前十時四十三分開議

出席委員

委員長 濱地 文平君

理事 坂谷 忠男君

理事 谷垣 專一君

理事 本名 武君

理事 東海林 稔君

理事 池田 清志君

金子 岩三君

吉川 久衛君

笹山茂太郎君

高見 三郎君

中山 榮一君

野原 正勝君

細田 吉藏君

亘 四郎君

松井 誠君

山田 長司君

中村 時雄君

出席國務大臣

文部大臣 愛知 揆一君

農林大臣 赤城 宗徳君

運輸大臣 松浦周太郎君

自治大臣 吉武 恵市君

出席政府委員

文部事務官 前田 充明君

農林事務次官 館林三喜男君

農林事務官 久宗 高君

農林事務官 丹羽雅次郎君

農林事務官 榎垣徳太郎君

農林事務官 佐藤 光夫君

運輸事務官 佐藤 光夫君

運輸事務官 佐藤 光夫君

運輸事務官 佐藤 光夫君

運輸事務官 佐藤 光夫君

自治事務官 柴田 護君
(財政局長)

議員 東海林 稔君

日本国有鉄道参事 田口 通夫君

(営業局配車課長) 松任谷健太郎君

専門員 松任谷健太郎君

四月二十二日

学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法案(湯山勇君外二十一名提出、衆法第二十九号)

は本委員会に付託された。

同日

学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法案(湯山勇君外二十一名提出、第四十六回国会衆法第三四号)

は委員会の許可を得て撤回された。

同日

学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法案(湯山勇君外二十一名提出、第四十六回国会衆法第三四号)

は委員会の許可を得て撤回された。

同日

学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法案(湯山勇君外二十一名提出、第四十六回国会衆法第三四号)

は委員会の許可を得て撤回された。

同日

学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法案(湯山勇君外二十一名提出、第四十六回国会衆法第三四号)

は委員会の許可を得て撤回された。

同日

学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法案(湯山勇君外二十一名提出、第四十六回国会衆法第三四号)

は委員会の許可を得て撤回された。

同日

学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法案(湯山勇君外二十一名提出、第四十六回国会衆法第三四号)

は委員会の許可を得て撤回された。

同日

学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法案(湯山勇君外二十一名提出、第四十六回国会衆法第三四号)

は委員会の許可を得て撤回された。

同日

学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法案(湯山勇君外二十一名提出、第四十六回国会衆法第三四号)

は委員会の許可を得て撤回された。

同日

学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法案(湯山勇君外二十一名提出、第四十六回国会衆法第三四号)

は委員会の許可を得て撤回された。

同日

国会衆法第五〇号

○濱地委員長 これより会議を開きます。

この際、おはかりいたします。

湯山勇君外二十一名提出の学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法案は、提出者から成規の手続をもって撤回の申し出がございました。同案の撤回を許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○濱地委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○濱地委員長 この際、本日付託になりました東海林稔君外二十一名提出、学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法案を議題といたします。

学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法案
学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法案
(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、牛乳の学校給食の実施に伴い、学校給食の用に供する牛乳の買入れ及び給付に関する措置について必要な事項を定めるものとする。

第二条 国及び地方公共団体は、学校給食(学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第三条第一項に規定する学校給食をいう。以下同じ。)の用に供する牛乳(同法第四条第二項の政令で定める特別の事情がある場合の同項の政令で定める乳製品を含む。以下同じ。)の円滑な供給が確保されるように努めなければならない。

第三条 国は、毎年度、学校給食の用に供する牛乳を買い入れ、公立又は私立の義務教育諸学校(学校給食法第三条第二項に規定する義務教育諸学校をいう。)の設置者に無償で給付するものとする。

学校給食の用に供する牛乳の買入れ及び給付に関する計画

第四条 農林大臣は、政令で定めるところにより、毎年度、当該年度の開始前に、文部大臣と協議して、学校給食の用に供する牛乳の買入れ及び給付に関する計画を定めなければならない。

(買入価格)
第五条 国が第三条の規定により買入れる学校給食の用に供する牛乳の買入価格は、政令で定めるところにより、毎年度、当該年度の開始前に、牛乳法(昭和四十年法律第 号)の規定に基づき決定された飲用牛乳の販売基準価格又は指定乳製品の販売基準価格を基準として、農林大臣が定めるものとする。

農林大臣は、前項の買入価格を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

農林大臣は、物価その他の経済事情の変動により必要があるときは、第一項の買入価格を改定することができる。この場合において、農林大臣は、遅滞なく、改定後の買入価格を告示しなければならない。

(生乳生産者団体からの優先買入れ)
第六条 国は、第三条の規定による学校給食の用に供する牛乳の買入れについては、生乳生産者団体(生乳の生産者が直接又は間接の構成員

となつて農協同組合又は農協同組合連合会をいう。以下同じ。からの買入れを優先的に用いるものとする。

(国の補助)

第七条 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、生乳生産者団体に対し、学校給食の用に供する牛乳の供給の円滑化を図るため、牛乳の処理施設（乳製品にあつては、加工施設）の新設又は改良に要する経費について、その三分の二を補助するものとする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、牛乳法の施行の日から施行する。

(経過規定)

2 昭和四十年年度の第四号の計画の作成については、同条中「当該年度の開始前に」とあるのは、「この法律の施行後遅滞なく」とする。

3 昭和四十年年度の第五号第一項の買入れ価格の決定については、同項中「当該年度の開始前に」とあるのは、「この法律の施行後遅滞なく」とする。

(農林省設置法の一部改正)

4 農林省設置法（昭和二十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第四号第三十六号の四の次に次の一号を加える。

三十六の五 学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法（昭和四十年法律

第三十六号）の規定に基づき、学校給食の用に供する牛乳の買入れ及び給付に関する計画を定めること。

第十一号第四号の三の次に次の一号を加える。

四の四 学校給食の用に供する牛乳の買入れ及び給付に関すること。

理由

牛乳の学校給食の実施に伴い、学校給食の用に供する牛乳の買入れ及び給付に必要事項を

定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約百億円の見込みである。

○農地委員長 まず提出者より提案理由の説明を聴取いたします。東海林君。

○東海林議員 ただいま議題となりました学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法案について提出者を代表して、その提案理由を御説明申し上げます。

昨年の第四十六回国会においてわが日本社会党は、牛乳の学校給食について栄養価の高い国内産牛乳による学校給食を行ない、もつてわが国酪農の発達と児童及び生徒の心身の健全な発達をはかるため、学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法案を提案し、以来この案は継続審査の取り扱いを受け、今国会に至つたのであります。

しかしながらわが党は御承知のように今回牛乳法案を提出しており、この牛乳法案におきましては、牛乳等の長期需給計画及び年度需給計画を策定し、牛乳等の基準価格を定め、その水準で価格を安定させる措置、その他乳製品の政府の買入れ及び売り渡し等の諸措置を講ずることを規定し、特にその第十七条におきまして、「政府は、牛乳及び乳製品の消費の増進を図ることに資する農の健全な発達に資するとともに、児童及び生徒の心身の健全な発達と国民の食生活の改善に資するため、学校給食の用に供する牛乳を義務教育諸学校の設置者に無償で給付する措置を講ずる」とこととし、その具体的な措置に関しては「別に法律で定める」としてあります。

そこでこの牛乳法案と学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法案を調整する必要が生じたので、本日委員会の許可を得てこれを撤回し、ここにあらためて本案を提出したのであります。したがって本案は、撤回したものの趣旨と全く同様であります。牛乳法案に対応せしめるため字句の修正あるいは条文の整理等を行なつておられます。

以下そのおもな内容について申し上げます。

第一に、国は学校給食の実施に伴い、毎年度学校給食の用に供する牛乳を買入れ、公立または私立の義務教育諸学校の設置者に無償で給付することとしてあります。

第二に、このため農林大臣は、毎年度当該年度の開始前に文部大臣と協議して、学校給食の用に供する牛乳の買入れ及び給付に関する計画を定めなければならないこととしてあります。

第三に、学校給食用牛乳の国の買入れ価格は、毎年度当該年度の開始前に、牛乳法の規定に基づき決定された飲用牛乳の販売基準価格または指定乳製品の販売基準価格を基準として農林大臣が定めることとし、また物価その他の経済事情の変動により必要があるときは改定することができることとしてあります。

第四に、国は学校給食の用に供する牛乳の買入れについては、生乳生産者団体から買入れを優先的に行なうこととしてあります。

第五に、国は予算の範囲内において、生乳生産者団体に対し、学校給食の用に供する牛乳の供給の円滑化をはかるため、牛乳の処理施設の新設または改良に要する経費について、その三分の二を補助することとしてあります。

以上、本法案の提案理由及びその内容の概略を申し述べました。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○農地委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についておはかりいたします。

農地管理事業団法案について参考人の出頭を求め、その意見を聴取することにいたしました。存じ

ますが、御異議ありませんか。

○農地委員長 御異議なしと認めます。よつてさように決しました。

なお、参考人の人選及び出頭日時等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○農地委員長 御異議なしと認め、さように決しました。

なお、参考人よりの意見聴取は、来たる二十六日月曜日の予定ですので、御了承願います。

○農地委員長 内閣提出、農地管理事業団法案及び芳賀貢君外十一名提出、自作農維持資金融通法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

前会に引き続き質疑を行ないます。林百郎君。

○林委員 あらかじめ委員長にお断りしておきますが、大体大臣が来るまで私、質問することになつておりますので、場合によると、三質問が残りましたら、ことに大臣に対する質問が残りましたら、若干の時間またの機会を与えていただきたい、こう思います。

それでは質問をいたします。まず政府にお尋ねしますが、この農地管理事業団法案を今日のこの段階で国会に提出するに至つた理由を御説明願いたい。これは大臣がおりませんので、次官から説明願いたい。

○館林（三）政府委員 農業基本法の中で他産業との格差の均衡をはかるということ、農業基本法の大きな任務であるわけでありまして、農業の生産力を高めて他産業との格差を縮小するというためには、いろいろの政策をとつてまいつてゐるのでございますけれども、何と申しましても日本の農地所有というものが零細土地であり、零細経営が行なわれてゐる。かような零細土地所有が行なわれ、零細経営が行なわれてゐる限りは、幾ら

農政面におきまして努力をいたしましても、十分に所得の均衡をはかることはできないわけでございます。一方、今日農地はだいぶ流動しているわけでございます。きのうも農地局長が御説明いたしたとおり、一年間に去年の農地の移動は七万一千町歩、小作地まで合わせると大体八万町歩の移動が行なわれている。今後昭和四十三年の中期計画時分になりますと、十一、二万町歩の土地の流動が行なわれているという見通しでございます。しかし土地が動いているといいながら、それが経営規模の拡大に必ずしもマッチしていないというところに、問題があるわけでありまして、先ほど申し上げましたように経営規模を拡大させるということが農業政策の中心であり、しかも一面におきましてそれだけの農地が流動しているのかかわりませう、それが経営規模の拡大に役立っていない。さういふ立場から現に林委員のお尋ねのように、現時点におきましては七万町歩、八万町歩近い土地の流動を、いかに経営規模の拡大の方向にマッチさせるかというところに、今度の農地管理事業団の大きなねらいがあるわけでありまして。

○林委員 農業経営規模の拡大と生産の格差の是正ということが、いま次官から本法案の目的として言われているわけですが、さらに年間の土地の移動も激しいので、これを農業規模の拡大という方向へ調整していきたいという意味にとりまして、そこで、それならばそういう構想に基づいて、政府は現在の農家戸数をどのくらいに農家戸数までにしようとしているのか。その前提としては現在の農家の平均耕作反別をどの辺まで高めたいとするのか。まずそれを、これは大きいことですから次官にお聞きしたいと思ひます。

○林委員(三)政府委員 農家戸数につきましては、林委員も御存じだと思いますけれども、所得倍増計画におきましては現在五百五十万戸のうちで、百万戸程度の自立経営農家をつくりたいという方向でございます。しかしその後いろいろ検討の結果、今日の時点におきましては必ずしも農家戸数

につきましてはどうか減らすとか——もちろんふえとかいうことはありませんでしようけれども、意識的に減らすという考えは持っておりません。むしろ協業化の方向で、今日七〇%くらいの第一種兼業、第二種兼業がありますが、兼業はやはりそれ自体兼業として協業化の方向によって土地の生産力を増すという方向でございまして、今日の段階におきましては百万戸をはつきり目標と立てるといふことは考えておりません。と同時にいま第二の質問といたしまして、平均の耕作面積をどうするかということでございますが、これはきのうも農地局長がお答えいたしましたとおり、農業基本法の制定当時は二町五反というところで一応目安がありましたけれども、今日は必ずしもそれにとらわれておりません。ただとにかく一歩でも経営規模拡大の方向に向かいたい。そうして一応の目標としては、面積よりも、農業所得のほうとしては大体六十万円以上の目標で経営規模等を考える、これが今日の考え方でございます。

○林委員 そうすると政府としては見通しとして、日本の農家戸数を将来の目標としてどの辺に置こうとするのか、そうして耕作反別はどの辺に置こうとするのかということ、今日の時点でははつきり言えないということなんですか。もし耕作反別二町五反を目標とするならば、五百五十万戸がそのまま農業経営が維持できるはずはありませうし、また次官の言うように兼業農家が協業化の方向にいくとしても、これはすべての兼業農家がそのまま農業に従事しながら共同化の方向にいくということとは不可能だと思ひますし、いづれにしても大体耕作反別をどの辺に集約したい、拡大の目標をどのくらいにしたいということならば、農家戸数はどのくらいにしたいと持っていきたいという目標がなければ、計画は立たないのではないでしようか。もしそのことを自然にまかせるといふならば、管理事業団というような国家権力が介入するような土地の集約化の政策をとる必要もないと思ひます。その辺どうでしよう。

○丹羽政府委員 農林省といたしまして将来の農家戸数に対してどう考えるかという御質問でござい。計画的に農家戸数を何戸にするという考えはとっておりませんが、中期経済計画におきましては、三十七年の五百八十七万戸が四十三年には五百六十万戸になると在来の傾向から見て推定せられる。就業人口は三十七年の一千二百六十四万人が一千万人くらいに相なるであろう。もう一つ、自立経営の農家については、やはりある程度のが数が必要なければ政策の意義がありませんので、できるだけ早い機会に百万戸になるように施策を総合的に考えるべきである、こういう指針を示されておるわけでございまして、そこでそのように農家が就業人口の減少を通じて、あるいはそれを媒体にいたしまして農家戸数も弱いテンポではございまして、減少いたしておるわけでございまして、そこでそのように考えた場合に、農家の経営規模についてどういうふうに考えるか、こういう問題でございまして、昨日も政府側が御説明いたしましたとおり、日本の農業も蔬菜から水田、酪農、いろいろありまして、機械的に何町歩という考え方は適当でなからう。むしろ所得という角度から政策を考えて、自立農家経営というものの設計を考えてみたかどうか。こういう立場で中期経済計画におきまして、所得八十万円を目標に進めたらどうかというところが指摘されておるわけでございまして、現状におきまして六十万円以上の所得というものが、ほぼ在村の勤労者等と均衡するところの観点が立ちまして分析をいたします。ただしこれは先ほど申しましたとおり経営状態によつて違ひまして、水田を中心とする田作では二町三反、果樹では一町五反、酪農では一町四反というふうな、それぞれの経営の態様によりまして農地はいろいろのバリエーションがある。そこで私もいたしましては、この農地移動に對しまして、少しでも行政を進めることによりまして、現在の規模をそれぞれ態様によつて必要とする規模にまでできるだけ近づけてまいらるための政策的なおせん立てをする。そうしてそこに近

づいていただくことは、それぞれの農家の御努力に對しまして政府としては御援助する、こういう形で経営規模の拡大をはかってまいりたい、こういう立場でございまして、繰り返して申し上げますが、何年かに何町歩の農家を何戸という手段でつくっていくのだという考えはとっておりません。○林委員 そうすると全然目標がなくて自然にまかせる。しかも農家所得を中心とするなら、これは農産物価格安定とか、価格の面の施策がむしろ問題になるべきであつて、これは御承知のとおり、農家所得を保障するための農地の移動を国家事業として管理事業団を設けてやるというのですから、そうするとかりに局長の言うように一家の農家所得を六十万あるいは中期経済計画だと八十万と押えるためには、土地の経営規模をどのくらいに拡大しようとするか。それを拡大すれば農家戸数は大体どれくらいになるかという計画が立たなくて、そういう答弁だけでは、われわれは政府の答弁としては満足することはできませんし、またそのことは、要するにいま答弁を差し控えているのは、農地管理事業団の計画によつて土地の取得、土地の集約からはずれた農家がどうなるのだと、その対策を聞かれないことがいまだよくないし、またそのほうはあまり具体的に施策がないからといって逃げていくとすれば、われわれはそれをまた許すわけにいかないわけですが、われわれはその点も十分聞かなければならぬわけですが、したがって責任ある答弁としては、それでは大体今日、勤労所得と見合う農家所得としての六十万円、中期経済計画としては八十万円として、これを保障するための経営規模の土地はどのくらいになるのか。それを事業団で調整をしていく場合は、農家戸数はどのくらいになるのかということ、もう少し具体的に計画的な数字を差し示してもらいたい。なお参考までに、今日の農家を北海道と内地に分けて、平均耕作反別がどのくらいになっているのか、これも専業、第一種兼業、第二種兼業を聞かしてもらつて、そしてそれからいま

の結論を出していただきたい、こういうように思
うわけです。

○丹羽政府委員 前段のお話についてまずお答え
申し上げたいのですが、先ほど申しまし
たとおり六十万所得あるいは八十万所得の農家を
何戸つくる、そうしてその中に水田で経営を営む
もの、あるいは酪農で営むものを何戸考える、そ
して水田に対しては何町歩のたんぼがそれと
見合つて必要であるか、酪農ではどのような数字
に相なるか、したがってそういう形で土地を何町
歩移動して水田で農家をどうしようにつくる、
そういうような意味合いにおきますところの計画
経済的な考え方、私どもとしては行政を進める
考えは持つておらないのでございます。くだいよ
うでございますが、何といたしましては就業人口
の流出がある、それから就業人口の流出を媒介に
いたしまして農家戸数に変化がある。そうして一
方同じ所得も高率率によって、いわゆる高い生産
性によりまして上げていただく必要がある。そう
いう立場で考えますならば、たとえば水田では二
町をこす家が一番望ましい。そこでたとえば水田
経営を営まれる方々に対して、それらの方々
ができるだけ二町以上に相なるように、そういう
形に土地移動を方向づけてまいり、その結果でき
るだけ多くの自立農家が生まれてまいり、行政
を仕向けてまいりたい、これが私どもの基本的
な考えでございますので、前段に申しましたよう
なそういう計画を示せということでございます。す
ば、そのような考えをとおしておりますので、計
画はつくっております。この点はそのように申
し上げたいのでございます。

第二のお尋ねの専業農家の平均の耕地面積でござ
います、一応一九六〇年センサスの都府県の
調査によつて申し上げますと、専業農家では一町
七畝、第一種兼業農家では八反九畝、第二種兼業
農家では三反五畝、全平均では七反七畝、こうい
う実態でございます。

の確保が必要ではないかという答弁があつたわけ
であります。そこで専業農家ですら一戸当たり一
町七畝、それから一種兼業が八反、二種兼業が三
反、平均七反七畝といふと、二町歩が必要
だ、これは水田も畑作も同じであります、大
ざっぱに言つて平均農家耕作別七反七畝が二
町になるとすれば、どうしても平均耕作別を三
町にするといふことになると、三分の二の農家は
いすれにしても土地から離反しなければならな
い、そういう結果にならないと平均七反七畝の農
家を二町に上げることはできないのじゃないか。
いわゆる約六百万戸の農家にみんないく二町歩の土
地を保障することはできないわけでありまして、さ
うするとそこから農地管理事業団を中心とし
ての政府の農地構造改善による経営規模の拡大
といふことによつて浮かぶ農家と選別して落ちる
農家といふものの、大体の数字が出てくるはず
じゃないですか。それがなくしてそこを避けて通
るというのではできないのじゃないですか。

○丹羽政府委員 現在でございます農家をみんない
二町歩にするといふことでございます、既述の
耕地が非常に足りない。裏から申しまして、限ら
れた農地におきまして、たくさん農家あるいは
農家人口がひしめいておるといふのが、日本の零
細農法の特徴だと存するわけでございます。そこ
でいま考えられます問題は、全部に二町歩を
持たせるわけにはいかないので、一部が出てい
く、減るといふ問題は当然ではないか、こういう
お話でございますが、まさしくそのとおりでござ
います。ただ先ほど申しましたとおり、三十七年
から四十三年の間でも二百五十万近い人口、戸数とし
ては二十数万戸が減ることが予想されるわけであ
ります。こういう状態はさらに将来においても続
く、これは経済の発展に応じてそういう傾向をた
どつてきているわけでありまして、したがって、
そういう形におきまして浮いてまいり、あるいは非能率に
使ふといふことではなくて、できるだけ大きな自立

経営として伸びられる農家につけてまいりたい。
一町以上の農家も二割程度はあるわけでありま
す、そういう方々のほうにつけていくことを媒介
にいたしまして、できるだけ水田で申せば二町近
いもの、あるいは二町以上の農家ができればよ
うに仕向けてまいりたい、さうな考え方、私ど
もは考えております。

○林委員 そうしますと自然に農家戸数が減つて
おり、土地が年間約七万町歩で移動してある
のだから、何も政府が権力をもつて強制的にそれ
を離反させておるわけではないのだというお答
えですが、しかしだれも好んで農業を放棄する
者はないので、政府のいろいろの施策からやむを
得ず農業を放棄しておるわけですね。したがってそ
れは政府の政策から、農民の意に反して離農せざ
るを得ない状態になっておる。それからさらに農
地管理事業団といふものができて、権力が介入し
て農地の移動についてコントロールするといふこ
とになれば、これはどう考えましても権力が介入
してくるのであるから、さう自由意思にいくはず
はないのです。自由意思にまかせるなら、何も管
理事業団なんか設ける必要はないのですから、農
民にまかせておけばおのづから落ちつくところ
でいいじゃないですか。したがってそういう意味
でかりにそれでは次官の言うように、このところ
農家戸数にして約二百万戸、人員にして約七、八
十万流動化しておる。そういう見通しのもとに中
期経済計画では、農家戸数はどのくらいになると
見ているのですか。

○丹羽政府委員 先ほど申しましたとおり中期
経済計画では、四十三年には就業人口は一千五十
万、農家戸数は五百六十万戸程度になると考えま
す。

○林委員 そうしますと次にお尋ねしますが、都
市の勤務所得との格差を是正するといふ考えから
いく場合に、農家所得年間六十万といふところを
目標にしておる、水田で考えれば約二町歩前後の
土地の保証が必要だといふことはわかりました。
そこでそうすると六十万の年間所得を保障するた
めに、ちょっとメモしていただきたいのですが、
酪農の場合は牛をどのくらい確保する必要があります
のか、それから養豚の場合どのくらい必要なのか、
養鶏の場合はどのくらい必要なのか、これは
畜産関係でひとつ聞いておきたい。

○丹羽政府委員 農林省の農家経済調査の中か
ら、六十万円以上の所得を得ております経営体の
経営の諸指標を田作、果樹、酪農、養豚、養鶏別
に分析をいたしておりますが、まことに恐縮で
ございますが、先ほど申しました経営面積あるいは
農業資本、そういうものにつきましたは、つまり
ことばをかえしますと、牛や豚を資本額では押えて
おりますが、頭数ですと押えた集計をいま持つ
ておりませんので、御了承をいただきたいと思
います。

○林委員 中期経済計画で農家戸数五百六十万戸
と押えている。そうすると先ほど局長が使つてい
るセンサスが、やはり政府提出のセンサスとして
あるわけですが、これは四十三年三月の農家
省のものです。これを見ますと、現在の農家戸
数、一兼、二兼を入れて五百八十二万三千戸とあ
るわけですね。そうするとこの中期経済計画で約
二十万戸程度の農家の減少だといふことで、それ
を平均耕作別七反七畝のものが約二町前後に集
約されるといふことは不可能じゃないですか。そ
れはどうお考えになるのですか。

○丹羽政府委員 先生御指摘のとおり三十七年に
五百八十七万、四十三年に五百六十万でございま
すから、五年間に二十万戸しか減らない。しか
もその減つた方々が、すべての土地を必ずしも売
り出すわけでもない。そういう意味におきまし
て、中期経済計画は五年間を見ておりますが、五
年間に限らず限り、先生御指摘のとおりまさしく
二町の農家をたくさんつくるといふわけにはま
いらない。でありますればこそ、逆に申しまして
自立経営農家の育成といふことはきわめてむずか
しいことである。したがって、もつと長期的な立場
に立つて、しかもできるだけ早い機会において自
立農家を数多くつくるように、政策を考える必要

があるというこの指針を受けておるわけでござい
ます。五年間でそういうことはできないではな
いかという点については、全く先生の御指摘の
とおりでございます。

○林委員 そうしますと農地管理事業団で調整を
受けて土地を取得する農家と、それから土地を
手放す農家は、中期経済計画でいいのだけれど
も、どのくらいと見ているのですか。農地管理事
業団が取得する方向へ対象としている農家と、手
放す方向と考えている農家はどのくらいで、何
町歩くらいと考えているのですか。それからそれ
も大体この農地管理事業団で、先ほど一応の時期
を五年というところで中期経済計画で押えている
わけですか。政府はそれをさらに五年以上の計画が
あるのか、あるいは五年で一応押えているのか、
あるいは五年以内に一応押えているのか、この法
案の実施についての計画が全然説明されておらな
いので、その辺のもう少し緻密な計画の説明を願
いたい。

○丹羽政府委員 まず第一点の、中期経済計画は
五年間で作業を行ないたい。経済情勢、諸指標の
変化が非常に激しいものでございますから、あま
り長いのをつくりましてという問題も一つには
あったように私は聞いておりますが、ともかく五
年間の問題を一つ考えよう。しかし農業という
のを五年で見るといふのは不十分でございまし
て、もっと長い期間においてものを考える必要が
あろうという立場において、農林省といたしまし
ても、もっと長い問題をいろいろこれに引き続い
て検討中でございます。きまったものとしてはま
だございません。

それから管理事業団との中期経済計画との関
係なり、その他の計画とどうからむのかという御
指摘でございますが、一つは先ほど申しましたと
おり、土地を戦後のたとえば開拓のように、全
国で何百万町歩国が買収してしまつて、それをだ
れかに売って、何戸の入植農家をつくるというよ
うな、いわば計画的な行政を日本の現在の農地に
ついて進めるといふことは非常に問題である。

軽々にやるといふへんな問題であるという立場に
立ちまして、そういう考えをとりませんで、しか
し七万町歩というものが現に動いておる。その七
万町歩のうちで経営規模拡大のほうに土地が移動
したのは、昨日も申しましたとおり三十八年実績
では、内地一町歩の線で引けば五割の土地しかそ
ういう移動をいたしておらない。なれば同じ七万
町歩の土地はもっと経営拡大に移動するようなオ
リエンテーションの仕事をやれば、それに応じて
少しずつでも土地を拡大する、農業で伸びてい
くという方々に土地が流れていく、その道が開け
るではないかという立場におきまして考えたわけ
でございます。したがって、親子が農業で今後ともや
つていこうという想定がございしますが、そういう農
家に対しては五反程度のものがそれそれふえてま
い。そういふ構想を持って当初考えたわけでご
ざいます。昨日の御審議にもいろいろございま
すように、事柄がきわめてむずかしく、かつ重要
でございますので、そういうふうに行なうをきめる
というには至りませんで、四十年におきま
してはパイロット的に本事業をやってみるという
ことが政府の決定に相なります。したがっていま
四十年におきましては、百カ町村で千町歩、四
十年度は半年でございすから千町歩でございま
す。平年度ベース毎年二千町歩程度のものは、い
ま私どもが申しました形において移動を行なつて
みる。そういうものとして管理事業団をつくり、
経験を積んで、将来におけるところのより大幅な
就業人口の移動及び農家戸数の変化に應じます土
地問題に対処する布石といたしたい、こういう立
場に立ちまして、その管理事業団を設立させると
いうふうにきめたわけでございます。したがって
管理事業団によって、どういふ形で土地を何町歩
どうしてこうしてという段階ではまだない、パイ
ロット段階ということで御了承を得たいのであり
ます。

○林委員 質問の一つは、あなたの口から、とり
あえずは昭和四十年——四十一年も大体その程度
だと思ひますが、四十年はパイロット的な仕事だ
けしてみたい、約一千町歩の土地の移動を考えて
いる、しかし将来起きる大幅な土地の移動、農家
の変動、農家人口の流動、こういうものに備えて
のパイロット的な仕事をしたい、こうあなたは自
分でも言っているではないか。そうしますとそのこ
とはどういふ見通しを持っているのか。先ほどか
ら聞くように、中期経済計画では農林省としては
どう考えているのか。わずか二十万戸の移動とい
うことだけでいいのか。自然に二十万戸の農家戸
数が減少するのだというだけで、農林省は独
自のこういふプランを持っているというのでなけ
れば、第二の質問として、現在ある農地法と農業
委員会にまかしておけばいいのじゃないですか。
農地法だって、農業生産を維持するために、十分
不十分は別として、農地の移動についてある程度
のチェックができることになっているのですよ。
農業委員会もその機能を持っているのです。政府
が公団を持ち、直接国家権力を介入し、県から市
町村まで巻き込んで大規模な土地調整をするとい
うことになれば、もつとはっきりした計画がなく
して——どうなるかわからないけれども、とりあ
えずこの程度やってみます。中期経済計画ではど
のくらいの農家戸数になるか、まだ考えておりま
せんなんというのなら、こんなことをする必要は
ないじゃないですか。したがってなぜ現在ある
農地法や農業委員会のはかに、管理事業団を設
けてももっと強力な国家権力を発動させる必要があ
るのか。しかも農地管理事業団の適用地域の農民
が土地を移動する場合に、管理事業団に届け出を
しなければ罰金まで取るといふのでしょ。刑罰
まで科して土地の移動を規制するといふときに、
計画はまだはっきりしておりませんなんて、そん
な無責任な態度はありますか。もつとはっきり、
五百八十万農家はどのくらいになります、その農
家はこれだけの土地を保障します、そのため
はつきり言つたらいいじゃないですか。落ちたら

落ちたことに對して、あなた方は何か言うでしょ
う。何もなにかことはないでしよう。それに対して
はわれわれは別の観点で検討しますけれども、し
かし落ちるほうのことをおそれて、この計画の目
的をあいまいにして、国会を通過させようといふ
のはいかぬですよ。はつきり計画を聞かしてもら
いたい。

○丹羽政府委員 繰り返して申し上げますが、農
地は個人にとりましては農家にとりまして、き
わめて大事な財産でございまして、計画的に上か
ら強制的にこれを移動させるといふ性格のもの
は毛頭考えておりません。しかし明治の初めから
日本の農業の流れで十分御承知のことと存じま
すが、二次産業の発展によりまして、農家人口は
逐次減つておるわけでございす。かつ農家戸数
を減つておるわけでございす。この傾向はさら
に相当激化するであろうという判断を一つ持ち得
るわけでございす。したがって、そういう流れ
の中で土地移動を、農業として行つていこうと
いふことが、事業団の考え方ではございす。その際に権力
は用いてはならない。それから場所も、この村は
やらねばならぬと上からかぶさつていこうとは考
えておられないわけでございす。知事が市町村長
とよく協議をいたしまして、この村ではそういう
ことをやりたいとおっしゃる場合に、国がそれを
支持して事業団でその村の御計画にしたがつて
買ってこれというものを買って、こういう人に売
りたいという者に御相談づくで売つていこう、あ
るいは売り買いは要らないがあつていこう、金
がないという買い手に対して、低利長期の延べ払
いでそういう方に土地が移動するといふ方途を開
こうといふことでございす。したがって、先
生御指摘のように、土地移動に国家権力を権力的
に介入させようという考えでは決してないのでご
ざいす。そういう立場でございすればこそ、
下からの御計画、熱意というものを受けて立とう
とするものであります。何年間に何
万町歩の土地をどういふ形で移してしまふのだと

いう、上からの計画的な姿勢はとらないという考え方で私もおるわけでございます。

○林委員 第二の質問に答えておらないのですが、そのようなまねるいことをおやりになるならば、自然にまかせて農民の要求するところを適当にかじをとってやる程度だということならば、今日でも農地法があるし、農業委員会もあるから、そのほかになせこういう事業団というような広範な権限を持ったものをつくるかということなんです。現にこれは農業構造改善をさらに推進するために、農業構造改善を推進する地域を特に農地管理事業団のパイロット地域としてやろうとしておる意図は、あなたの方の説明の中にも十分あるわけでしょう。農業構造改善がプランの受け付けでも五〇％しか進捗しないし、ましてや事業の遂行の面からいって非常に大きなデッドロックに乗っておるといふことはなぜか。これは農民の意図と農業構造改善の事業とが全く矛盾して、大きな抵抗を受けているからでしょう。そういういま農民の大きな抵抗を受け、デッドロックに乗っている農業構造改善をさらに強力に推進するために、農地管理事業団を設けるということとは、それは局長の言うとおり、農民の欲するところを水が上から下に流れるがごとく調整するためにやるだけだなどと言ったって、そんなことは現実には合いませんよ。もしそうするならば、この農業管理事業団と農地法、農業委員会との関係はどうなるのですか。その程度のことをやるとするならば、農業委員会の現在の機能でどこが足りないというのですか。

○丹羽政府委員 農業委員会と農地法の問題につきましても失礼いたしました。農地法では権利の移動に對しまして許可制をとっております。この権利移動に對しまして貸借以外には知事が許可権を持っております。農業委員会は經由機関でございます。そこで農地法でそういう農地の移動に對します許可権によつて運営されておるわけでございしますが、その運営による農地移動の現実の形は、先ほど来幾度も申し上げておりますとおり、土地がより大きなほうに流れる割合は非常に少ないわけ

でございます。そこで考え方として、今度は農地法なり何なりを改正しまして、あるいは運用を改めまして、法律的にAからBに移るものは許可しない、Bが自立経営農家とも考えられないからそれは許可しないという方法で、問題を処理したこと考えたわけでございします。事実検討したしたわけでございます。しかし私も考えたとしては、それこそが相当の国家権力による土地移動に対する介入ではないか。AからBに土地が移るものを、行政行為としての許可権でそれは認可する、それはできないようにするということは相当な問題である。法律的にそれができないようにする。したがって私どもはあくまで経済行為として、あつせんなり売買を通じて土地移動が行なわれる、こういう形をとることが現段階においては適當なことではないか。法律上の三条の許可でもって、望ましい農地移動を実現しようといふことは、まさに法権力による土地移動の規制でございしますから、そこは特別に農地法によつて移動してはならないという最小限度押えられたものは許可でございます。それ以外のものは許可すべきものは許可をする。そのことは法律論。あとは経済的な売買、あつせん、融資を通じて、農地移動の望ましい方向化を考えていく。そのため事業団をつくる。こういうふうな農林省の内部としての問題の対処のしかたの決定をいたした次第でございます。

土地移動の件数のうちでどういう比率になっていいますか。私たちが調べたところでは、譲り渡しの希望者は一町未満で六七％、譲り受けは一町未満で五八％だということです。これはあなたの言うように自由にならば、思うような値段で当事者できめていくならば、土地の集約なんかほとんどできませんよ。私はその土地の集約がいいというわけではないけれども、こんなことでは何も事業団を設ける必要ないじゃないですか、当時者でできるなら、一応管理事業団はあつせんする程度だといふなら。

○丹羽政府委員 わが国におきます農地の移動が、相當の偶然的な要素にからんでおりまして、お話があつたから、売りたいという人があつたから、たまたまだれだれが買おうということで行なわれておるといふような実態も相當あるわけでございします。管理事業団はその事業実施地域におきます情報全部持つということと、それから御批判はございましたが、その地域では売ろうとする方は御通知をいただいておる。そういうことでその地域におきます全部の農地移動の可能性につきまして掌握いたしまして、そして一方におきまして、大きなために土地をほしい方を登録しまして、これを結びつけた、こういう考え方でございします。

そこで現在の土地移動につきましては、先生御指摘のようにちよつと計を出してみないとわからないのでございしますが、譲り渡しの全体数を一〇〇といたしまして、それそれ譲り渡しと譲り受けを見ますと、三反未満の方は譲り渡しが一四％で譲り受けが七％、三反から五反が一四％に対して一三％、五反から七反が一四・六％に対して一三・六％、七反から一町までが一七・三％に対して一八・五％、譲り渡しの率よりも譲り受けの率のほうが低いことは確かに低いのでございします。大きななるほど、譲り渡しよりも譲り受けのほうが若干大きくなつてゐる。しかしこの割合が非常に緩慢でございまして、先ほども申し上げたとおり、一町未満層から一町以上層に移るものが全体の五

年間を考えますと、一万町歩のものを百町村で動かすことに相なります。それから百町村のパイロット事業をさらに四十一年以降におきましては、ある程度ふやすということを検討したいと思っておりますが、まだそれはきめておりません。したがってこの百の町村で二千町歩ずつ五年間で一万町歩の土地を動かす事業に限定いたしますれば、所要資金は田でかりに二十万と押えれば二百億であります。

○林委員 中期経済計画の土地移動、それからそれに要する資金、これは全部でどうなりますか。わかたら毎年度とその総計を出してもらいた

○丹羽政府委員 中期経済計画におきまして人口がどう減るか、農家がどう減るかということは、これは先生十分御承知の中期経済計画そのものが、非常に数学的に行なわれたものでございまして、過去のトレンドを参照して、それ自身の問題として推計をいたしておるわけなんです。それとは別に中期経済計画では、土地が幾ら移動するかという問題については、計数化をいたしておりません。したがってそれによりましてどのくらいの金を要するかというところは、中期経済計画では取り上げられていないのでございまして、むしろ中期経済計画に伴いまして、農業近代化の低生産部門の近代化の問題といたしまして、先ほども申したできるだけ自立経営になり得るものを多くつくっていくという方法として、特殊な機関をつくって、国があつせんするなり何なりして、農地の移動におきまして、自立経営の数多くできまことに役立つような方法を検討に値する、そういうものを考えたかどうかというサセションをいただいております。それとやらははらになりまして、管理事業団も検討された次第でございまして、数字的に中期経済計画で土地が何万町歩動いて、所要額幾らというふうには問題を詰めておりません。

○林委員 そうすると農業管理事業団で事業計画が立っているのは四十一年だけ、こう聞いていい

のですか。それとも中期経済計画のうち、どこまでは大体こういう方針でやろうとしておるといことが確立されておるのですか。

○丹羽政府委員 お話を分けてまして、中期経済計画におきましては、自立農家をできるだけつくるためのあらゆる方法を講ずべきであるというサセションが行なわれまして、それ以上こまかく具体的な政策がきまっております。中期経済計画。一方、農林省といたしましては、中期経済計画があろうとなかろうと、自立経営の数多くの造成というところは、基本法以来の努力の問題でございまして。一昨年以来、いろいろ研究いたしまして、構造政策のうちで、先生の御指摘の現在行な

われております構造改善促進対策事業では、まだ不十分であるから、土地の問題と取組もうというこの意思をきめまして、管理事業団の問題が研究されたわけでございまして、そこで最後の先生の御質問の管理事業団の事業計画はどうなっているのかという点について申し上げます。昨年の決定におきまして、パイロット的に行なうことに相なりまして結果、確実に決定いたしておりますのは、四十年度におきまして百町村千町歩をやる。ただしこの千町歩は年度の半分だから千町歩、平年ペースは二千であるということがきまっております。

○林委員 そうすると管理事業団の計画で確定しているのは、四十年度、これは半年度だから一千町歩百町村、それからあと四十一年度、こう聞きました。そこで、それではその計画の内容ですが、どこの都道府県で、どこの市町村なのか、まず四十年度の計画をこどもはつきり言っていたきたい。それから四十一年度がきまっているのなら、都道府県市町村ですね。

○丹羽政府委員 御審議いただいております法律の中にも、どういう地域からこういう仕事を指定していくべきかというところは、法律案においても考え方を明らかにされておるわけでございまして、私もといたしましては、したがって法律案の御審議をいただいた後におきまして、各県に案

を出していただきまして、法律の規定しますところの指定の基準というものに比べ合わせまして、最も適当なところからこれを選んでいくという考えをとおしてございまして、現在どこの村で何件で何戸というふうにはまだきめておりません。

○林委員 それでは計画が確定したことになるんじゃないですか。全然政府の指導性というものはないので、この法案が通たら、どこかで申し出てくるのを待って、農林省はただその窓口でお客様の来るのを待っていて、そのお客様がい

いお客様かどうか選びまして、そのお客様の審議にはまだどんなお客様が来るか説明できません。そんなばかなことはないでしょう。だってもう現に農業構造改善事業をやっているのだから、その農業構造改善事業関係市町村の、どこの市町村のどういう農業構造改善をさらに推進したいから、そこは管理事業団の施行地域にしたいということくらいは説明がなかつたら、国会の審議にならぬじゃないですか。

○丹羽政府委員 確定をいたしておりますと申したのは、事業量、事業規模が全国ベースで予算上確定をいたしておるという意味でございまして。そういうものがきまりました場合、これは一般の予算もそうでございまして、それがきまりまして、法律が御裁可願いましたあとで、それにかなる地区を選んでいくというのは、普通の一般の行政のルールであるかと私も考えております。

○林委員 そうしますと、国会の審議は、農林省の言う四十年度事業は一千町歩、それから関係市町村は百町村、それをわれわれが審議する場合に、いまだこの府県ではこういう事情であるから、農林省としてはここをさらに推進したいとか、推進することが私たちの党の方針に合う合

わなないは別として、国会の審議のルールからいまして、農林省のほうからどこの地域をどうしたいから、それには一千町歩、関係市町村百町村と言わなければ、どうなるかわかりませんけれども、たぶんお客様が来るでしょうから、来ることに備えて、まあこのくらいにしておいたら

いでしょう。そんなことではわれわれ審議できぬじゃないですか。そうすると本年度一千町歩、関係市町村は百町村というのは、どこからその根拠が出たのですか。

○丹羽政府委員 新しい事業でございまして、予算を確定いたします際に明確にすることはなかなかむずかしいわけでございまして、私も当初四百と考えておりましたのでございまして、パイロット的になるという形で百にきまつたわけでございます。根拠いかにいへばさうなことでござい

ます。四百の町村は、十年間に全国の著しく都市化している地域を除いてやっていくとすれば、そういう立場で、四百を考えたわけでございます。そういうことでではなく、ともかく事柄の性質上パイロット的にやってみようというふうに決定をいたしましたので、予算面におきましては百町村でございまして。私もといたしましては、この管理事業団の設立につきまして御審議を願ひまして、決定いたしましたそのときにおきまして、条件を具体的な地区について御相談をできめる、

こういう考え方でございまして。構造改善事業と申しましては、私も構造改善促進対策事業という在来のもは名前をつけておられますが、この事業をやっております地区におきまして、土地問題にぶつかっておりますところにつきましては、これは優先的に考えていく考えでございまして、そうでなくとも、まず土地から取り組んでいくという村もあり得るわけでございまして。いま国会の御審議を通りますれば、各県各市町村のいろいろの御計画もありましようし、これを承る方がこれをきめていく、こういう考え方でございまして。

○林委員 そういう説明は全く答弁にならないじゃないでしょうか。いまの局長の答弁がわからないのだけれども、構造改善事業を四百町村考えておったから、とりあえず市町村に入れたとして四百町村、これはどういうところから来たかというところになったのか。それから予算関係からとりあえず考えるならば、予算関係がどうなつてこうなったのか。それからどういうところから一千町歩と

いう数字が出たのか。さらに局長の答弁による、土地問題で困難を来している構造改善事業に対しては、これは優先的に何とか管理事業としてこれに介入したいと思うし、そうでなくても政策上必要なのは管理事業の施行地域にしたい。それは具体的に言えばどういふことなんですか、何か質問したいことを幾ら聞いていたって話にならぬです。

○丹羽政府委員 構造改善事業といふことがいろいろに使われております。現に三十九年かから国が予算を組みまして、町村を指定いたしまして一定の要領によりまして実行いたしております事業、あれを構造改善促進対策事業と称しておりますが、この内容は、先生御承知のとおり資本の整備なり土地改良なりをワンセットとして、その村でやっていたいことという事業として数年間進んでおるわけでございます。構造改善といふことは、御承知のとおりもつと広義に解釈いたしますと、どうも資本の整備なり……。(それはいい)と呼ぶ者あり)そこで一応土地から取組む構造改善事業といふものを新しく起す必要があるという立場から、全然別個の問題として四十年度におきまして管理事業をつくる、土地を対象にして構造改善を取組もうという事業を起すことに考えたわけでございます。そしてその地区は、別の立場から何百町村ということに計画を立てたわけでございます。全然別個の問題として立てたわけでございます。それで当初におきましては四百町村程度のものでこの事業として四十年から着手しよう、かように考えた次第でございます。ところが予算の折衝過程におきまして、全国化の問題も問題に相なり、それから規模も問題に相なり、その結果当初としては百町村を四十年度はパイロット的にやるといふようにきめました、しかし管理事業はつくるというふうにきめたわけでございます。そこで管理事業団法の御審議を願うわけでございますが、この百町村を具体的に選び出す問題は、先ほど来申しておりますとおり具体的な地区によって選ぶという考えでございます。その際

に、構造改善促進対策事業で資本と土地改良をやっておる地区が、さらに一歩進めて土地問題と取組もうという場合には、これは優先的に考えたいということをはばど申したわけでございす。しかしそれをやらなければ、そういう事業をやったなければこの事業をやらぬのかといえ、そういうことではない。こういうふうな考え方でございます。

○林委員 ですからそれはわかりますから、具体的に施行地域として百町村を適用するとして、どういふ地域を考へておるのか。この百町村を施行地域として、一施行地域にはどのくらいの費用がかかるのか。こういう構想を持っているからこのくらの費用がかかるのだ、だから四十年度の予算はこういう予算を要求して、国会の審議を求めているのだと言わなければ、そんな抽象論だけでは、われわれはこの法案の具体的な適用の是非を論ずることができないじゃないですか。そんな局長の言うことだけでは、材料がないじゃないですか。四百と考へたけれども、とりあえずそれを五で割れば百前後になるから百だ。どこかといえ、法案が通ったあとで都道府県が申し出てくるでしょうから、申し出てきたときに考へましよう。そんなことでわれわれ審議できませんか。こういうところをこのように指導的にしたいと思う。具体的にはこの地域がいまこのようになっているからこうだと言わなければ、審議の材料が出ないじゃないですか。

○丹羽政府委員 どういう地域をどういふふう指定するかという基本的な考へ方は、御審議願っております法律の二十二条の三項に書いてあるわけでございます。それから昨日、御参考に供しましたために提出いたしました実施要領の骨子といふものの中に、実施地区はこういうところからこういう手続によって選ぶのだというところは書いてあるわけでございます。それでさらに一歩進めて、何県で、どの村でという問題でありますれば、これはこの法案が通り、細則をお示ししまして、それならばわが村においてはこれをやろうという

御判断をされる村の申し出を待ってやるわけでございすから、いまの段階におきましてどこの村というのをきめることは適当でない、またきめてはおらない、こういう関係で先ほど来るる申し上げておるわけでございます。

○林委員 法案の中で、御承知のとおり二十二条にはそれがあつてすよ。都道府県知事の申し出で一定の区域を事業団の業務の実施地域とする。それから関係市町村と協議して都道府県の農業会議の意見を聞く。さらにその総合的な方針としては、農業構造改善事業をさらに前進させるようにするといふ大きな筋ができておるわけです。それが農林省としては具体的に大体こういう地域で水田なら水田、あるいは畜産なら畜産でこの地盤整備をしよう、あるいは畜産なら畜産でこのいふ地域を畜産の重点地域にしたいとか、そういうものが何にもなくて、ただ抽象的な百町村、一千町歩、都道府県の申し出といふことだけで、いま農林省は考へておりません。そうなれば、予算は何で組んだのですか。予算はこの法案を見て具体的な案が出てきてから、それに必要な予算を要求すればいいじゃないですか。それではどういふ根拠から四十年度の事業の予算が組まれたのか、その説明をしていただきたい。

○丹羽政府委員 先ほど来、全国的に七万町歩の土地が動いております。それを百町村に戻しまして、そして百町村におきまして土地移動の中で、先ほど申しました全部と言つては問題であるといふことで、半分程度を事業団の対象に考へるというところで、二千町歩という数字が出ました。二千町歩に対しては全国平均十七万町という数字から、二十億程度の予算が全国ベースで計上されておるわけでございます。予算はそういうことでございす。この予算の使ひ方といひましては、法律の定めるところ及び要領の定めるところにより、具体的な村の具体的な御計画に即応して実行をするといふことでございす。

○林委員 年間七万町歩の土地移動といつても、これは全国的なものです。その全国的な土地移動の中から百町村、どこの町村を百町村選ぶかわからないのに、その関係町村の土地移動が幾らだかわからないのに、それを一反歩、しかもどこの地域の土地だかわからないのに、やたらに一反歩十七万と押えて、そうして二十億程度なんと言つたて、それではこの予算も全くつかみ予算じゃないですか。大体この周辺の市町村をどのくらいだ。それを一千町歩動かすといふのはどのくらいだ。ということにならなければ、どこの地域かわからない、どこの土地をつかむかわからない。それを一方的に一反歩十七万と押える、こういうことでは二十億の予算も全然権威がないし、根拠もないものじゃないですか。

○丹羽政府委員 ごもつともなお話でございます。考へ方といひましては、具体的な場所をきめて、具体的な地価で予算を積み上げるといふことが適当であらうと思ひます。ただこれは全く新しい事業でございまして、国会ですす事業をつくるかつかぬかについての法案の御審議を得なければならぬ。その法案の御審議がもし得られますれば、直ちにその仕事を実行するといふ問題になります。したがって当初の年におきましては、見込みで予算を組むという例は相当あるわけでございす。そして一年の単年度事業ではございせんので、翌年にもずっとつながるわけでございす。三月三十一日から四月一日にまたがった、すぐどういふ問題でもございせん。明年度予算とのつながりにおいて、具体的な数字の調整といふことは十分可能なわけであります。そこでそういう立場で考へますときに、全国平均の地価で考へまして、それから全体の村がどう出るかといふ問題もございす。全国の平均の割合で出てくるであらうといふ前提のもとに予算を考へるといふことは、常にやっておるわけでございす。その執行にあたりましては、具体的な地区を決定いたしまして調整をいたしていく。これは在来ほかの事業におきま

○林委員 大臣も見えましたが、約束の時間がま
いりましたので、きょうの私の質問はこれで終わ
りますが、委員長もお聞きくださったと思います
が、とにかく法案を通せ、通して、あとの計画は
われわれが考えるからということで、法案の審議
をしろという、この農林省——これは大臣も次官
もおらないので、局長だけを責めるわけにはま
いりませんけれども、こういう態度で国会の審議を
しろというのは、はなはだ委員会を軽視した考
え方だと思ふのです。少なくとも一年に七万町歩
の土地の移動がある。それに対して四十年一度一
千町歩を選んだのは、特にこういう地域に集中し
たいとか——われわれはもちろんこの法案に反対
ですよ。反対だけれども、国会の審議を求める態
度としては、どの辺に本年度の一千町歩は求め
る。したがって関係町村、関係都道府県は大
体こういふところだと農林省としては考
えておる。したがってこの予算はどの程度、二
十億ということになれば、これは審議にならぬ
ですよ。だから私はきょうの質疑は非常に不
満でありますので、適当な機会に責任ある大
臣に、もっとこの政策の姿勢と、責任ある答
弁を求めたいと思ひますので、委員長に時間
や日はほまたいづれ御相談申し上げま
すけれども、その機会を許していただくことを
条件として、きょうは約束の時間がま
いりましたので、私の質疑は打ち切りたいと思
ひます。

○演地委員長 内閣提出、酪農振興法及び土地改良法の一部を改正する法律案、東海林稔君外二十一名提出、学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法案及び小平忠君外一名提出、学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法案、以上三案を一括して議題といたします。質疑の申し出があります。これを許します。芳賀賀君

○芳賀委員 農林大臣にお尋ねしますが、今回の酪振法の改正並びに土地改良法の改正を行なうに

○赤城岡務大臣　私も厳格には考えておらないのでございますが、この間も御質問がありましたように、現行には「農業経営の安定」ということが書いてあるのでございますけれども、「酪農の健全な発達を促進し、」という中に、もうそれも当然含まれておるといふ意味におきまして、別にこの字句がなくてもいいのではないかというふうに御答弁申し上げたのでございますけれども、しいて固執するわけではございません。その趣旨をまなごはつきりして、何も削除しないほうがいいというなら、それでも別に私はそれに抗議を申し込む気持ちは持ちません。

持ちは持ちません。

○芳賀委員 現行の目的と今度の改正の目的とを比較しますと、現行法によりますと目的の中で特に「酪農の合理的な発展の条件を整備するための集約酪農地域の制度」、もう一つは「生乳等の取引の公正並びに牛乳及び乳製品の消費の増進を図るための措置」、この二点が主要目的になっておるわけですが、今回の改正の場合には第一に「酪農適地を農経営の近代化を計画的に推進するための措置」と、第二点は「当該酪農適地に生乳の濃密生産を地を形成するための集約酪農地域の制度」、第三点が「生乳等の取引の公正」、第四点として「牛乳及び乳製品の消費の増進」、これらの事項が目録の内容にうたわれておるわけですが、これに對しては改正の末尾のほうで、「あわせて牛乳及び乳製品

○赤城國務大臣 いま提案している法律を、解釈といいますが、しますならば、二つの意味があると思います。」「酪農の健全な発達を促進し、」と云うところ、これが農業経営の安定に資する、かういふことが前提でありまして、それに「あわせて牛乳及び乳製品の安定な」国内的な需給をはかつていく、かういふふうなことだろうと思います。大きな目的は酪農の健全な発達をさせて、農業経営の発展に資するということであつて、それに付け加えて需給を円滑にする、かういふことに私は解釈いたします。

○芳賀委員　酪農が振興されて生産の態勢が強化されれば、必然的に生乳生産というものは増加するということになるわけですから、資源論的に見れば、牛乳の安定的供給というものは酪農振興に伴って行なわれるということは言えますけれども、しかし乳製品の安定的供給ということになると、酪農振興法の線からやや逸脱するようになると、法的にはないかと思うのです。特に蛇足としてこういうものを強調する理由が明確でないわけです。

○糖地政府委員 今回の改正につきまして、他の部分については農林大臣からのお答えがございましたので、最後の御質問の「牛乳及び乳製品の安定的な供給に資することを目的とする。」というところを新たに加えた意義でございますが、酪農の事情に申し上げるまでもなく、現在の日本の酪農の事情の中で一つの問題点は、消費の増大は非常に著でございますけれども、これに対する生乳の生産というものが必ずしも順調に適応しておるとは言えないという問題点がある。そこで今回の改正にあたりまして、たとえば関係条文で申しますと第二条の二の第二項第三号に、国が酪農の基本主

針を定めます際に、これに基づいてこの中で「集乳及び乳業の合理化に関する基本的な事項」というものを示すことにいたしておきますし、また牛乳についての需給の地域的な見通しを示すというようなことも、今後の日本の輸入乳製品の需要に対する生乳の安定的な生産というものを考えていくという思想でございます。またそのほかにも都道府県の近代化計画にも同様の規定が新たに掲げられておりますし、また集約酪農地域の指定の中でも、第三条第四項第二号に「その区域内で生産される生乳についての集乳及び乳業施設への供給の条件」というようなことをあげております。また十条の規定では、酪農事業施設の設置について、これは改正をいたしておりませんが、従来から集乳施設もしくは乳業施設についての規制の規定がございますが、これは生乳の生産の増大とともに牛乳及び乳製品についての処理加工の合理化をはかつて、できるだけ国際競争力を持つような牛乳、乳製品の提供をはかつていくのだということとをあわせてねらっておるわけでございます。それらと関連いたしまして、今回の改正については、消費に対応する国内生産の牛乳、乳製品の安定的な供給をはかる。大づかみに申せば、今後の酪農の姿勢としては、牛乳、乳製品ともに国内供給を極力をはかつていくのであるという姿勢を明らかにすることが、この法律の目的の一つであるというふうに考えまして、新たにこの規定を加えたわけでございます。

○芳賀委員 われわれの承知している範囲では、農林大臣におかれてもたびたびの機会に、酪農の特に生産された生乳については市乳化を重点にして進めるということを強調されており、また政府の発表した中期計画等においても、国産牛乳については市乳化を重点的な方向として進めるということが強調されておるわけですから、そういうことになれば、酪農振興法というものは、この市乳化の方向に進めるということではなくて、国産牛乳による乳製品の一定量の確保ということを重点に考えておるということになるわけですね。そうす

ると従来の方針と違ふのじゃないですか。市乳化でいくというのを言っておきながら、酪振法では乳製品の原料としての供給源を確保するというに目的がなつてしまふと、これは非常に問題になると思うのです。政府自身の姿勢も二面性を持つということになるわけですから、この点は大臣の方針とだいぶ違ふのじゃないですか。

○赤城國務大臣 御指摘のように市乳を中心とするということをお考えおきすのは、前と変わりはございせん。この法案で牛乳及び乳製品とどう並列してありますので、重点が乳製品にも相当かかっておるのではないかと、このように思いますが、いわゆる乳製品につきましても安定的な供給をはかるということには必要でございす。それが、それから市乳を中心にして進めていくというところではない。ないというふうな反対解釈をされるのはどうも私困るのですが、そういう意味ではなく、考え方としては原料乳を中心として進めていく酪振法におきまして乳製品を落とすというわけにいきません。やはり乳製品も相当流通しておりますし、できておりますので、そういう意味で別にいままでの考え方が変わったというふうにおとりにならないようにお願いしたいと思ひます。そういう考えでございす。

○芳賀委員 どうもすなおに了承できないのでありますが、酪振法において重点的な牛乳の生産が行なわれてそれが供給されるということは、飲用牛乳であつても乳製品の原料に供給されるものであつても、供給源として振興法に基づいて生乳の生産の増大が期待されるわけでありまして、それは問題はないわけでありまして、さらに加工された乳製品の安定的な供給というものをこの酪振法で強調する必要があると思ひます。生乳の消費の必然的な結果として、その用途が飲用に供給される、あるいは乳製品の原料に供給されるということ、これは生産した以上消費されなければ目的が達せられないのですから、それは問題はないが、この加工品まで酪振法と地域において供給しなければならぬということはないのじゃないですか。

○檜垣政府委員 牛乳及び乳製品の安定的な供給ということ、実は牛乳というものは法律的には生乳と区分した概念でございまして、処理加工された飲用乳及びその他の牛乳を含めて観念的には言っておるわけにございす。乳製品については、生乳を処理加工した製品であります。これはやはり生乳からの生産物という形で、牛乳及び乳製品と一氣に読んで表現をいたしておるわけにございす。第一条の中でも、さかのぼって旧法以来の牛乳及び乳製品の消費の増進をはかるということに對應いたしまして、そういう消費の増進をはかると同時に、国民経済的な立場からは牛乳及び乳製品をその消費に對應するように安定的に供給することが、やはり酪振法を振興する方向でもあるということ、これを直接といひますか、酪振法と元来のねらいということよりは、やや副次的な目的になるという意味で、「供給に資する」という文字を主にして、その間の法律的目的のニュアンスを出しておるのであります。今回の改正が、先ほど申しました酪振法、また今後の牛乳、乳製品の消費事情というところを考慮いたしました場合に、これは必要かつ適切な規定ではないか。なお、多少申し過ぎになるかとも思ひますが、こういう牛乳、乳製品ともに市乳を中心主義とはいひながら、できるだけ国内自給をはかつていくのだという国としての姿勢は、対外的にも、またこの段階では十分意義のあることであるという意味で、この規定について私どもは整備をいたしたわけにございす。

○芳賀委員 とにかく生乳が生産されて、それが用途としては飲用牛乳が乳製品の原料にしかならぬのです。資しなかつたでどっちかに使うことは間違ひないわけですから、そういうことをわざわざ書く必要はないでしよう。いずれかにこれは使うのでしよう。まさか捨てるわけでもないし、牛乳でふるをわかつてそれに入るために生乳の生産が行なわれているわけじゃないのですから、農業を通じての生産物というものは、結局消費にそれを對應して供給することによって、国民経済に当

然寄するわけだから、わざわざ何も飲用牛乳とか乳製品の安定的供給に資するなんということを書かなくても、ひとりですべてに資するのじゃないですか。

○檜垣政府委員 その点は純物理的な行程としては、まさに御指摘のとおりです。しかしながらここで特に規定をいたしましたゆえんのは、牛乳、乳製品の安定的な供給に資する。前の消費の増進というのに對應いたしまして、安定的に供給する。安定的というのはいろいろな広い意味があると思ひます。これは必要な時期に必要な量とできるだけ供給するという意味と、また牛乳及び乳製品を含めまして、できる限り価格の条件についても安定的な供給をするのだというように含めて言っておるわけにございまして、そういう思想が、先ほど申し上げました国の酪農近代化基本方針なり、あるいは県の近代化計画なり、あるいは從來からございす十條の集約酪農地帯における乳業施設の規制の問題なりにあつておるわけにございまして、そういう意味で単に生産された生乳が、やがて牛乳及び乳製品になつて供給されるのだということを、物理的に申し述べておるだけではないわけにございす。

○芳賀委員 ではここにうたわなければ、供給は不安定になるのですか。

○檜垣政府委員 法律のことでございすので、法律に書いただけで安定供給になるというわけにございせんが、この法律の運用について、目的に合うような方向で運営をしていくということ、この規定の意味であるというふうには思つております。

○芳賀委員 ですから、末尾に「あわせて牛乳及び乳製品の安定的な供給に資する」ということをうたわなければ、この制度の運用が不安定になるということなんです。

○檜垣政府委員 これをうたわなければ不安定になるという性質のものと思ひませんが、この法律自身の規定というものが、こういう目的で規定をされておる、今後こういう目的に沿つた運営が

さるべきであるという表現をとるためには、ここまで書けばほぼ完全な表現になるというふうには考えておるのでございす。

○芳賀委員 どうもこれは蛇足だと思ひますが、次にお伺ひしたいのは、今度の改正で、農林大臣が策定する酪農近代化基本方針というものが出てきますが、この基本方針は、基本計画とどう違いますか。大臣にお尋ねします。

○赤城國務大臣 方針のほうは広いといひますか、計画は具体性をだんだん持つてきますけれども、方針といひますと少し抽象的になることがありまして、そういうふうな解釈をいたしております。

○芳賀委員 そうすると国の定める長期基本計画的なものとは違ふわけですね。

○赤城國務大臣 もっと広い意味での方針、こういうふうな了解をいたします。

○芳賀委員 そうなると基本計画というものは国としては持たなくて、国が定めるのは基本方針であつて、都道府県、市町村の定めるのは基本計画ということになるわけですか。

○赤城國務大臣 国が方針を立てて、その方針に基づいて、地方公共団体に委ねまして近代化計画を立てていく、こういうふうな順序になるかと思ひます。

○赤城國務大臣 方針は、いま申し上げましたように、幅広いことですが、その方針の中には、長期見通しに即した生乳の地域別の需要の数量的目標、あるいは生乳の地域別の生産数量の目標、こういうものも入っていますので、方針は、ばく然とした方針でなくして、長期的な見通し等も含めて方針を立てていく、こういうことに考えております。

○芳賀委員 そうしますと、たとえば農業基本法の第八條にある需要と生産の長期見通し、これと近代化基本方針とは、どういふような関連があることになるのですか。

○赤城國務大臣 農業基本法の八條にありますが、需要及び生産の長期見通し、これは全国的に重要な農産物について長期の見通しを立てていくというところに相なるといいます。これを受けて酪振法の第二條におきましては、生乳の地域別の需要の長期見通しとか、あるいは生乳の地域別の生産数量、こういうふうな地域的に限定されてくる、こういうふうに見ております。

○芳賀委員 そうしますと近代化基本方針に取り入れられる計画というものは、農業基本法第八條の牛乳あるいは生乳の生産あるいは飲用牛乳、乳製品の需要と生産の長期見通しというものを、第二項の一の生乳の需要の長期見通しというところに、これは取り入れるということになるわけですか。

○樫垣政府委員 御質問の趣旨はそれとおり私も考えておるわけですが、補足して申し上げますと、農業基本法八條では、重要な農産物について全国的な需要及び生産の長期見通しを立てることを政府に義務づけておるわけですが、それが、それに基づきまして昭和三十七年五月に、農産物の需要と生産の長期見通しが公表されたわけですが、これは、法律上の構成として、基本法に全国的な主要農産物についての需要及び生産の長期見通しという規定がございます関係上、基本法を受けて立ちます個別の法律としては、その長期の見通しに基づきまして生乳の地域

別の需要の長期見通しや、生乳の地域別の生産数量の目標を定めるということにいたしておるわけですが、この地域別の問題は農業基本法八條にも規定はあるわけですが、生乳の需要というもののについては独特の需要をなしておりますので、そういう生乳の独特な需要というものを地域別に分ちまして、需要の長期見通し及び生産数量の目標をきめてまいりたいというふうなことを考えております。

○芳賀委員 それでは今年の一月閣議決定が行なわれました中期経済計画の中における農業の見通し、その中の農産物の需給の見通しにおける牛乳、畜産物の品目ごとの生産見込み及び需要見込み等は、今回の近代化方針とどういふ関係を持っておりますか。

○樫垣政府委員 中期経済計画の中でいいますか、計画を立てます前提としての見通し作業は、法律的にはこの近代化基本方針の中の長期見通しなり生産数量の目標なりとは、直接関係はございません。関係がありますのは、農業基本法八條の規定による長期見通し及び生産数量の目標でございますが、政府として中期経済計画を策定する段階におきまして見通しを行ないました結果は、これは政府として責任ある見通し作業でございますので、このことは実質的には今回御審議を願っております酪振法の酪農近代化基本方針の長期見通しなり生産数量の目標というものに、関連を持っておりますということに相なるわけでございます。

〔委員長退席、仮谷委員長代理着席〕

○芳賀委員 どうもいまの説明ではわからぬのですが、それではいまの時点においては、法案としては酪農近代化基本方針なるものを掲げてあるが、内容はどういふものであるかということ、提案者としてはまだわからぬわけですね。

○樫垣政府委員 酪農近代化基本方針の中で決定すべき生乳の需要の長期見通しという問題につきましては、先ほどお話を申し上げましたように、昭和三十一年に昭和四十六年に至る間の長期見通

しがあるわけでございます。したがって全国的な見通しがあるわけですが、生乳の地域別の需要の長期見通しなり生乳の地域別の生産数量の目標は、今後私どもが生乳の流通圏をいかにか把握するか、またその把握に従ってそれぞれの需要の長期見通しというものを、どうブレイクダウンするかという作業を終えて初めてきまる問題でありまして、現段階において地域別のこれらの需要ないし生産数量の見通しなり目標というものは、申し上げる段階でないことは御理解をいただきたいと思います。

○芳賀委員 それでは局長の答弁でもいいですが、三十七年に発表された長期見通しは、現在の時点でもそのまま活用できると思っております。

○樫垣政府委員 三十七年に公表されました農産物の需要と生産の長期見通しに關しましては、これは全体の問題として現段階でどうであるかということは、私から責任を持ってお答え申し上げることは、私自身が不勉強であり、かつ責任の立場でございますので、お許し願いたいと思っておりますが、牛乳に關しましては、三十七年の長期見通しは非常に幅の広い見通しをいたしておるのでありまして、現在までの推移を見ますならば、三十七年の長期見通しの幅の中にその実績は入っている、そういう意味ではほぼこの長期見通しについては適用し得るものであるというふうに考えております。

○芳賀委員 それではこの方針は計画でないというようにすれば、何カ年計画とか何カ年後の見通しというものはわからぬわけですね。

○樫垣政府委員 先ほども申し上げましたように、この基本方針の中で特に全国的に重要な意義を持ちます需要の長期見通しなり、あるいは生乳の生産数量の目標なりというものは、農業基本法に基づいて策定をされます全農産物のそれを受けてやるわけでありまして、ただいま私どもの考えておりますのは、現在公表されております農業基本法八條に基づく需要の長期見通し並びに生産

の目標というものの周期でございます四十六年と合致することが、妥当であるというふうに考えております。

○芳賀委員 それではことしから四十六年までの大体六カ年計画ということになるのですか。

○樫垣政府委員 この法案が御審議の上、通過成立いたしました上で、スタート年次をいつにするかということでございますが、現在のところは三十九年をベースにせざるを得ないだろう。基礎資料の問題もございまして、三十九年をベースにいたしまして、四十六年に至る七カ年計画、七カ年の見通し及び生産目標ということになるかと思ひます。

○芳賀委員 それでは内容は七カ年計画ですね。生乳生産の七カ年計画と、それからたとえば飲用牛乳、乳製品の需要の七カ年計画、そういうことになるわけですか。

○樫垣政府委員 三十九年をベースにいたしまして、四十年年度を初年度とします計画ということにいたしまして、満の年度で言いますと六カ年の見通し、スタートから終わりますまでの年次を数えますれば七カ年にわたる見通しということになるかと思ひますが、実質の期間は六カ年ということに相なります。

○芳賀委員 ですから三十九年を出発年とすれば、三十九年の数字というものは出せるわけでしょう。

○樫垣政府委員 この長期見通しなりあるいは生産目標の決定は、おそらく私どもがこの法案の成立をお許し願ういたしましたとしても、本年の後半に相なると思ひますので、その時期までには三十九年の数字ははば出さるものと考えております。

○芳賀委員 計画を立てる場合、スタートと到達点があれば計画にならぬですね。ですから三十九年の出発年における必要な需給の数字というのは、明確にされるわけでしょう。しないわけなんですか。

○樫垣政府委員 当然見通しを行ないますベースの年次における関係のデータは、明確にされねば

なりません。

○芳賀委員 次に、これは方針ですから、毎年当該年度の方針は明らかにされるわけでしょう。

○樫垣政府委員 全国的に非常に流動しつつあります酪農の諸問題について、当該年度だけの方針を定めるという事は非常に困難である。いわば期間が短ければ短いほど、誤差率といえますが、そういうものが大きくなるわけでありまして、その持つ意味もそれほど評価し得ないということになりますので、私は毎年度毎年度の見通しということについては、法律上の行政事項としては考えておらないのであります。

○芳賀委員 そうではなくて、長期見通しにしても中期見通しにしても、これは出発点と到達点があれば大体中身はごまかしがきくが、基本方針となると、実際に実行する場合に基本になる方針というものは、それぞれの年度において明らかにしなければ——それができないなら、長期見通しだけでいいじゃないですか。名前だけつけっぱなし近代化基本方針と言ったって、方針はないのでしょ。よりどころは長期見通しだけじゃないですか。

○樫垣政府委員 一般的に申し上げまして、需要の長期見通しなりあるいは農産物の生産数量の目標なりというものを長期的に決定をいたします場合には、各年次別の見通し数量あるいは目標数量というものは示さないのが、私は通常であると思えます。と申しますことは、一つの傾向に立つてものを考えます場合に、短期には若干のフレが生ずるということに相なりますので、各年次ごとの数字は示さないというのが普通だと考えております。ただ各年次の水準を判定されるような指標は、この長期見通しをつくり出すときに明らかにいたしまして、中間年次における実績というものとその計画というものと動向が、いかなる関係にあるかということを知り得るような指標は、明らかにしてまいりたいというふうに思っております。

○芳賀委員 それでは六カ年ないし七カ年の長期

見通しは立てる。毎年度の分については立てないのがあたりまえではなくて、できないのでしょ。あなたの方の能力では明らかにすることができない。したがってそれにかわるものとして毎年の指標を明らかにする、そういうことですか。つくらぬのがあたりまえなんというのは変ですよ。能力的にできないから、これはやむを得ない。それにかわるべきものとして指標で間に合わせてもらいたいという意味ですか。

○樫垣政府委員 これは非常にむずかしい問題でございますが、私も毎年の長期見通しの中の各年次の見通し数量なりあるいは目標というものを、能力の理由によって避けようということではないのでございますが、事実上はやはり非常に困難なことであるということをお願いするを得ないと思えます。だんだん技術的になるかと思えますけれども、長期見通しなりあるいは長期の生産数量の目標なりというのは、その長期ということとで区切りました期間の最終時点の問題を求める行政的なメルクマールであるわけでございます。そういう意味で単一の長期期間の中にさらにそれを細分化するということは、私はそもそも長期の見通しなりあるいは長期の生産目標を定める作業とは別のものであるというふうに思いましたので、先ほどのこの種の作業というものは年次見通しを付さないのが普通であるというふうに申し上げたのでございます。これが別途の観点に出ます計画、たとえば国家的な意図に出る計画というふうなものでもございしますれば、それは年次の計画というものもある程度明らかにする必要がある、またそれも可能であるかと思いますが、事の性質上私は最終時点における見通しあるいは目標を示すことで、その意義が十分であろうというふうに考えておるのでございます。

○芳賀委員 見通しと方針は違うでしょう。方針というのは具体的に示さなければならぬでしょう。ですから長期性を持った計画というものは長期計画とも言うし、あるいは長期見通しとも言うが、それぞれの年度における見通しというものは

使わないでしょう。その年度の需給見通しなんというのではなくて、それは需給見込みでしょう。年次の計画とか年次の見込みというものは言うが、年次見通しなんというものを使う者はまれにしかいないと思うのです。そうでしょう。見込みじゃないですか。昭和四十年の見込みというところは、長期計画の中で言えるじゃないですか。ただりっぱに近代化基本方針と言ったって、中身は実際はないのでしょ。羊頭だけ掲げて羊肉も何もないじゃないですか。これは農林大臣、一体どう考えておられますか。何かかわるべきものがあればまだうなずけるが、羊頭だけで中身はない。

○赤城国務大臣 いま話を聞いておったのですが、中身は長期見通しだけれども、見通しに意欲を持っておるのが方針だ、見通しの基礎に立って一つの意欲を持っておるということでございしますから、中身もあるし、またこの長期見通しばかりではなく、その他の近代化計画も定めていかなくてはならぬということに相なるかと思えます。すなわちこういうことをねらっておりますが、適地適産により生乳生産の安定的増大とか、近代的な酪農経営の育成とか、生乳の流通、処理、加工段階におきます経費の節減、こういうねらいをもちましていまま申し上げますような生乳生産の目安とするためその数量の目標を定めていく、あるいは飼養頭数の規模とか、飼料の自給度とか、労働生産性等についての望ましい水準を示す指標を定めていく。さらに市町村段階では具体的な経営の目標、あるいは集乳の合理化のため、集乳路線の整備、共同集乳組織の整備等の目標を定める。あるいは乳業の合理化に関して乳業施設の規模、配置の適正化等の基準を定める、こういうようなことありまして、近代化計画の中身はからだというわけはないと思えます。羊頭ばかりではなくて、羊肉よりもっといいものができると思えます。

○芳賀委員 次に、今回の改正によって学校給食供給計画というものが出てくるわけでありまして、これは近代化基本方針とどういうような関係

を持って策定されるわけですか。

○樫垣政府委員 今回の改正によりまして、牛乳の学校給食の計画的な増大をはかるということと、政府の方針を明示するという規定を設けたいと考えておるわけでございますが、この近代化基本方針なりあるいは近代化計画の中では、牛乳の学校給食の増大というのは、一般の需要の増大のほかに積極的な飲用乳——加工原料乳の飲用乳化という形で、計画的に総需要の増大として掲げていきたいというふうに考えております。

○芳賀委員 近代化基本方針に即して学校給食計画を策定するということになっておるわけですから、近代化方針には、たとえば昭和四十六年までに学校給食牛乳については完全実施するとかしないとか、そういう点が出てくるわけですね。何かないかと即するわけにいかぬでしょう。その間の事情はどうなんですか。

○樫垣政府委員 ただいま申し上げましたような考えから、牛乳の学校給食の完全実施の時期は、昭和四十五年を目途に計画的に生乳学校給食に切りかえていくということにいたしたいと思えます。

○芳賀委員 その点は予算委員会等において大臣から直接言明されたわけですが、基本方針には、昭和四十五年度には学校給食牛乳は完全実施する。完全実施する場合の必要の数量はこれこれということは載るわけですね。

○樫垣政府委員 仰せのとおり学校給食の所要量は明らかにしたいと思えます。

○芳賀委員 すると方針に載るのは、学校給食の数量だけですか。あとは数字なしですか。

○樫垣政府委員 基本方針では、地域別に需要の見通しを行ない、また生産の目標を掲げることについていたしておりますので、四十五年に原料の学校給食を行なうとするならば、一般需要の増大のほか、最終年次を四十六年にいたしますれば四十六年における一般需要の総量と、さらに学校給食として供給すべき総量というものをあわせ決定をして、明らかにしたいというふうに考えております。

○芳賀委員 この改正案によりますと、給食供給目標とあわせて学校給食供給計画数量は農林大臣が定めて、文部大臣と協議して、いずれも公表しなければならぬということになっておるわけですから、学校給食供給計画数量というものは、昭和四十五年までに完全実施するということになれば、毎年度の実施数量というものはどうしても出てくるわけですね。

○榎垣政府委員 改正法案の第二十四条の三の二の「学校給食供給目標」というのは、一定の長期の供給目標を示すという考え方でありますし、それから二十四条の三の三は、毎年度の給食数量というものを計画いたしまして、これを公表するということにいたしておるわけでありまして、であります。この学校給食の供給目標は、長期的な供給の目標と同時に、やはり政府としての一種の事業の計画でもございまして、年次別の数量については、その概算的なものは私としては明らかにしてまいりたいというふうに思っております。

○芳賀委員 それでは法案審議の關係上、資料として、四十五年完全実施ということ、それに到達する毎年度の計画数量については出してもらうことができませんか。

○榎垣政府委員 芳賀先生はいろいろな点で私もよくよく万事に通じておられるわけでありまして、申しわけないのでありますが、供給目標にいたしましては年次別数量にいたしまして、この法案通過後に初めて政府として責任のある数量がきまるわけでございますので、その間におきましては、現段階において農林省としてはこういうことになるであろうというところで試算したもので、それもある程度の幅を持って試算しておる、そういう程度でお許しを願えと存じますので、そのような資料でありますれば、御指摘の資料は提出したいと思っております。

○芳賀委員 当然私のはうからも、審議の用に供するため必要なものを出してくれということをお願いしているのだから、それは法律が通るか通らぬかわからぬいまの時点において、通った先のこと

まで何も聞いておるわけじゃないのです。予算分科会等においても、酪農法の改正案を出す場合には必ず学校給食牛乳の關係については四十五年完全実施を目標にして、それに到達する毎年度の計画数量等については、同時に審議の際に明らかにしますというところは、農林大臣がこれは言明されておるわけですから、この点は特に大臣から責任のある答弁を願いたいと思っております。

○赤城國務大臣 四十五年の供給量を約三百五十万石、こういうふうに予定しています。それで四十年の供給予定数量は、かねて申し上げておりますが七十万石、こういうことでございまして、その間も年次別に予定の数量に掲げられるわけでございますから、そういう供給予定の量というものを資料として出したい、こう思っております。

○芳賀委員 それでは資料提出をお願いいたします。その次にお尋ねしたいのは、今回の改正によりまして特に生乳の集乳及び乳業の合理化に関する点が、現行法よりも非常に簡略にされておるわけですね。条文から言っても、第三条の集約酪農地域の指定の第二項の三になっておるわけですが、現行法によると「生乳の生産者の共同集乳組織の整備及び乳業の合理化に関する」と書いてありますが、今度の場合には単に集乳及び乳業の合理化に関する、非常に略してあるわけですが、これは現行法によると、生産者の共同集乳ということをしてたてておるわけですか。

○榎垣政府委員 旧法制定の当時におきましては、たゞは御指摘の集約酪農地域における酪農振興計画の中で、酪農家による共同集乳の組織、つまり農業協同組合、農民の組織によって共同で集

乳をし、共同で販売をするということの重要性を強調したものでございまして。今日その問題は、あいかわらず牛乳の販売、流通の問題としては重要である点についてかわりはないのでございまして、そのほかに集乳なりあるいは輸送の合理化というこのためには、それに必要な施設の整備等の問題もございまして、共同集乳組織という問題を集乳合理化の問題の中に入れて、より広い表現をとることが妥当であらうということで、従来の共同集乳組織という部分的なつかまへ方を集乳ということに大きく包括的にとらえ、それを文章の上にも表現をしておることにいたしましたのでございまして。

○芳賀委員 これは大臣にお伺いしておきますが、今回の改正は、非常に危険な改正になっておると思ひます。現行法においても生産者の共同組織による集乳事業ということになっておるわけですから、それはもうだれが解釈しても生産者の構成員になっておる農業協同組合が主体であるというところは明らかになります。今回は単に集乳とだけしかうたつてないわけですから、この点は集乳を行なう責任の所在というものは生産者にあるか、あるいは乳業者にあるかということ、一そう明確にしておく必要があると思ひます。これについてはどのようなお考えを持っておりますか。

○赤城國務大臣 いま畜産局長から説明申し上げましたように集乳組織の整備、そのほかに集乳につきましては集乳路線の整備とか、あるいはまた集乳施設の適正配置とか、こういうことも合理的の中に入れて、こういう考え方に基つておりますので、生乳の生産者の共同集乳組織のほかに、いま申し上げたようなことを含めて集乳、こういうふうに表現をいたしましたわけでございます。でありますので、当然生産者の共同集乳組織というところは、集乳の中に入っております、こういう意図でございます。でありますので、生産者の集乳組織ということで私どもは考えていこうということでありまして。

○芳賀委員 そうしますと集乳の事業というものは、一般の農産物を農業協同組合が一元集荷するのと同じたてまえに立って、集乳の事業は、生産者が行なうのが当然である、そういうたてまえですね。集乳と送乳と区分しないと、混合すると非常に将来危険を残すことになるわけですね。ですから生産されたものの集荷はだれがやるか。その場合にはいま農林大臣の説明のありましたとおり、生産者団体が行なうのが当然の任務である。生産者団体である農協が集乳したものを、そこから今度は販売して、販売行為としてどこにそれを送乳するかというところは、次の時点で明らかにする問題だと思ひます。先ほど局長は、集乳と送乳を一緒にしたほうがよいようなことを言われたが、これは間違ひじゃないですか。そこを明確に区分しておかないと、将来また危険がある。

○榎垣政府委員 大臣からの答へにもありますように、集乳と送乳を分けてはつきりいたしました。まず集乳の段階で、これは当然農民の共同組織によって処理すべきもので、それが本来の筋である。私も考えております。私が輸送の問題も言いましたのは、少し話が前に進み過ぎたのかと思ひますが、私は輸送についても、原則的には農民の共同による輸送が本来の姿であらうというふうに考えております。

○芳賀委員 それではよくわかりました。そうしますと、都道府県または市町村が策定するところの酪農近代化計画の中における、その区域内で生産される生乳の販売に関する条件、これは都道府県の計画でありますし、また市町村の近代化計画によると、生乳の生産者の共同集乳組織の整備、その他集乳の合理化のための措置、こういう点が計画策定の必要事項として明らかになっておるわけですから、たてまえはあくまでも生産者による一元集荷、メーカーが幾つかある場合には多元販売、こういうことに理解して差しつかえないわけですね。大臣からお答へ願ひます。

○赤城國務大臣 一元集荷、多元販売、こういうふうに解釈して差しつかえないと思ひます。

○芳賀委員　これと関連してお尋ねしたいのは、現行法にもありますけれども、生乳の取引の事項の中で、生産者と乳業者の間における文書契約による取引の契約という点が、今回は一部改正されておるようでありますけれども、この点は協同組合が一元集乳をやるということになれば、生産者団体が集乳した生乳を販売するという行為は、個々の生乳生産者が乳業者と行なうということではなくて、むしろ共同的に生産者を代表する協同組合あるいは都道府県単位の連合会が乳業者と契約を締結するということが、販売あるいは取引行為の中では基礎になるというふうに解釈しても差しつかえないと思いますが、その点はいかがでしょう。

○**糧食政府委員** 牛乳の持つております商品としての特殊性からいまして、牛乳の販売の側は取引の位置としては相対的に弱い位置に立つわけでございます。でございますので、その取引が対等

の立場で公正に行なわれるということのために、できるだけ広い地域において、お話のように一元的に集荷し、多元的に販売のできる体制をとるといふことが、あるべき姿であるといふふうに私は思いますので、少なくとも現在の牛乳取引の単位といいたしましては、府県の単位ということが具体的な線でございますので、そういう意味で県単位の農民組織が集乳、送乳、販売等の事業を営むように組織、整備されているということとは、私どもとしては好ましい方向であり、また進むべき方向としてこのことを重要に考えていくべきであるといふふうに思っております。

において取引契約を締結すべきであるという勧告をすることもできるといふことが規定されておるわけでありまして、先ほど来の大臣の御説明によつても、生乳の集乳事業は生産者が構成員になつておる協同組合が行なうのが当然である。集乳した生乳を乳業者の製造施設等に送乳する場合の事業も、これは生産者団体が行なうのが当然であるといふことが明らかになつたわけでありまして、残された問題としては、取引行為をする場合においてもこれはやはり共同の行為として、生産者を構成員として持つておる都道府県単位の協同組合連合会が、乳業者との間においてあるいは単数であるいは複数の、つまり一元集荷、多元販売に基づく取引契約を締結してそれを誠実に実行する、こういうやり方が一番正しいといふふうな農林大臣の御趣旨であるかどうか、もう一度明らかにしてもらいたいわけです。

○赤城國務大臣　ただいま御説示のとおりに解釈いたしております。

○赤城国務大臣　ただいま御説示のとおりに解釈いたしております。

○芳賀委員 この点が明らかにされて非常にいいわけですが、これはきょうの審議の対象にはなっていないませんが、後日政府から提案された加工牛乳の供給金制度の法律に非常に影響を持つ点ですか。これは記憶に残しておいてもらいたいと思うわけです。

もう一つ、取引の關係で今度は当事者の出頭要求の規定が新たに加えられたことは非常に妥当だと思いますが、ここでもう一つ問題になるのは、都道府県知事が生乳等の取引契約にかかる紛争が生じた場合に、その紛争のあつせんまたは調停を行なうということになっていますが、都道府県知事が調停案あるいはあつせん案を作成して当事者に提示しなければならぬということは、現行法でも提示しなくてはならぬというところは、現行法でも明確になつておるわけですが、そのあつせん案、調停案を調停の申請が受理された日から何日以内に提示しなければならぬというような規定は、明らかにされてないわけですね。ですから紛争が非常に長期化して、調停案あるいはあつせん案の提示がいつまでも出ないということは、従来もそ

れによって生産者が非常に実害を受けておること
は、大臣も御承知のとおりであります。したがっ
てこの改正を機会にして、あっせんの申請があつ
た場合は、それを都道府県知事が受理した日から
おおむね何日以内に、調停案あるいはあっせん案
というものを当事者に提示しなければならぬとい
う規定があれば、この関係は非常に生きてくる
と思いますが、どうお考えですか。

○赤城國務大臣　あつせんあるいは調停は、申し上げるまでもなく一つの強制力を持つておりません。お互いの話し合い、こういうことについてののちあつせん、またそれがきまった場合に調停、こういうことになるのでございますので、これは事の性質上期限を切つてということとは適當でない、こういうふうに考えますので、規定の上には期限をきつておりません。実際の行政指導の上におきまして、できるだけ早く調停が成立するように指導するということが適當ではないか、こういうふう

○**芳賀委員** 現在の三十一條には、都道府県知事は、前条の調停を行う場合には、その紛争の当事者から意見を聞いて、紛争の解決に必要な調停案を作成しなければならぬ。ということがつたつてあるわけなんです。ですから調停案というものは必ず作成しなければならぬのであるが、それらを何日以内に作成して当事者に示さないといふ

○赤城国務大臣　先ほど申し上げましたように、法的に何日以内ということを規定するのは、調停と
いうような事の性質上いかかと思いませんので、
法律にはそういう期限を規定いたしません。しか
しながらいまのお話のように、じんぜん日を送っ
ておったのではこれは困ります。それで調停案も
作成しなければならぬ、こういうことになって
おりますので、これは行政指導において適宜事態
を見守って、できるだけ事実在即して、早く調停
案を作成するような行政指導を行なっていく、こ
ういうことになつたいと思ひます。

畜産局長通達等によって、あつせんんの申請が出た場合においては、大体効果があるように、一定期間内において調停案を作成して示す、そういうことを行政的におやりになる必要があるということですね。

赤城國務大臣　そのとおりでございます。行政的に過当にあるいは次官あるいは局長からそういうふうにしたしたいと思います。

○芳賀委員　それでは次に土地改良法の一部改正案があわせて出ておるわけですから、その点に対して数点お尋ねしておきたいと思うわけであります。

す。

まずお伺いしたい点は、昨年の土地改良法の改正の場合に、土地改良法第四条の二に、土地改良の事業に対して、農林大臣が長期計画を作定してこれを公表しなければならぬということになっておるわけですが、この公表はすでに行なわれましたか。どういうことになっていますか。

○丹羽政府委員　土地改良法の規定によります土地改良長期計画につきましては、現在作成を急いでおる段階でございます、まだ公表の段階ではないと思います。

○考査委員 これは大体もう一年くらいたっているのじゃないですか。特に昨年の法案審議の場合にも、改正を行なう場合には、あらかじめ長期計

面等についても、概要の内容というものが示されるべきであるという趣意を、去年も丹羽さんが局長だったですか、こちらから指摘した記憶があるわけですから、あの当時はもう法案が通過すれば、さっそく作業を急いで、七月ごろにこれは公表できますよという趣意をたぶんあなたは答弁しておられるのです。それをまた忘れて、まだ公表できませんでは、ちょっとこれは怠慢じゃないですか。

○丹羽政府委員 土地改良法の改正が審議に相なりました段階から申し上げておたこととでございますが、まず基礎資料が要る。したがって在来の土地改良調査というのが三十五、三十六と行なわれて、これだけでは不十分でございますので、三十八年度に総合土地改良調査をやり、三十九年度に補完調査をやりまして、四十年年度の初めにおきましてこれを確定して、できれば七月ごろに何とかそこまで持っていきたいということを当初から申し上げておたのでございます。ようやく三十九年度の補完調査が終了したので、いま五月を目途に、その整理及び方向づけにつきまして鋭意作業中でございます。

○芳賀委員 それでは五月には公表されるわけですね。特にその場合、当委員会においては附帯決議を付しまして、その第一項として、「土地改良長期計画の策定に当っては、国土総合開発計画、各地方開発計画及び特殊立地地域の振興計画等を総合的に調整勘案して概ね十ヶ年計画(前期後期各五ヶ年)とし、政府は、年次目標を設定してその完全実施がはかられるよう予算その他必要な措置を講ずること」というふうになっておるわけですから、結局公表される内容も、たとえば前期五ヶ年計画と、それから各年次に実施される計画の目標等についても、たとえば四十年年度、四十一年度はこういうふうな目標で行なうということは、同時に明らかにされるわけですね。

○丹羽政府委員 まず初めに、公表の時期の問題でございますが、法律にも規定してございますように、作成しようとするときは、関係行政機関

の長、都道府県知事の意見を聞かなければならぬ、このステップが一つ必要でございます。ですから、さらに閣議の決定を得たときは公表しなければならぬ。私ももといたしましては、関係行政機関の長及び都道府県知事の意見を聞くことを急ぐつもりでございますが、したがって公表できるという形ではないと御了承願いたいと思ひます。それから期間の問題でございますが、十年とすると問題につきましては、政令でその後十年と明定をいたしました。それから前期及び後期にそれを分けるという御決議をいただいておりますのでございまして、私も前期、後期に分けたものを用意をいたす考えでございます。ただその次の、年次目標を設定して完全実施がはかられるよう予算その他必要な措置を講ずることということとでございまして、もし御趣旨が、年次別計画を設定公表しろという趣旨でございすれば、私もその考え方といたしましては、毎年この十年計画、さらに前期計画等に基づきまして、目標年次を毎年きめて完全実施がはかられるようにぜひ努力する、こういうふうな考え次第でございます。

○芳賀委員 次に農林大臣にお伺いしておきたいわけですが、この改正によりまして、草地の造成改良が国の国営土地改良事業として行なわれることになるわけですが、その場合、土地改良事業を行なつたあとの造成された草地の維持管理方式等については、これは土地改良法においても明らかにしなければならぬことになっておりますが、どういうような方式で国営造成地を維持管理されるのか、その内容について明らかにしてもらいた

い。

○赤城國務大臣 国営草地の改良されたあとの維持管理でございますが、これはそういう場所の性質等からいまして、個人に維持管理をするようにするということとは不適当だろうと思ひます。そういう関係から地方公共団体等が管理経営する育成牧場または共同採草放牧地として利用するよう

に指導していきたい、こう考えております。

○芳賀委員 地方公共団体に維持管理をまかせるということですか。

○樺田政府委員 今回の土地改良法の改正によりまして、国営草地改良事業並びに都道府県営草地改良事業の範囲を拡大して実施をすることにいたしましたわけでありまして、今回の改正にかかわります部分は、地方公共団体、農業協同組合、あるいは連合会等が使用収益権を持っております土地について、草地の造成、改良事業ができるということになったわけでございます。そのような土地はただいま農林大臣からお答えいたしましたように、個々の農家の農用地の保有の拡大という形ではなかなか利用できない、あるいは管理できないという特質を持っておりますのでございまして、地方公共団体等、等という中には農業協同組合なり農業協同組合連合会を含んで考えておりますが、これらの地方公共団体なり農業団体というものが、造成後の草地の利用について管理運営をしていくということを考えておるわけでございます。具体的にはそれぞれの地域において、いかなる団体が管理運営の主体となるかが適当であるかというところは、今回の土地改良法の八十五条の二の第二項に、一般の国営土地改良事業の系統に準じまして、予定管理方法をあらかじめ定めさせるというふうなことを考えておりますので、それらの管理運営の方法について事前に採択の段階におきまして十分検討を加え、将来の利用、管理というところに万全を期するようにいたしたいというふうに思っております。

○芳賀委員 あと二点くらいでやめておきますが、一点は国営土地改良事業ですから、国が直接直轄で行なうことになるわけですが、これはあくまでも直轄事業として国がおやりになるのか、あるいは必要の場合には都道府県に工事の施行を委任する方式をとるのか、この点はどうか考えておるか。もう一点は、国営土地改良事業ですから、これは事業費の全額を国が負担しておやりになるというふうにわれわれは理解しておるわけですが、それに間違いありませんか。

○丹羽政府委員 私からお答えいたします。今回の土地改良法で、ここにもございますように、地方公共団体等が当該の事業をやろうとする場合に、公共団体から国営でやるといふことに決定いたしましたもので、国営でやるといふことに決定いたしましたものは、国が当然自分でやる。県営でやるといふものは、県営でやるわけでございます。それから国営でやります場合には、国営事業でございますから一応予算は全額計上して、国の手によって国が行なう。それから負担関係は、国が実質的に負担するものと相手方が負担するもので、その部分は徴収という形で事後において処理されるわけでありまして。

○芳賀委員 その点が明らかにならぬと、法律の中だけに国が草地改良事業をやると言っても、一般の理解は国営で、今度は全額国家の負担でこれはやるといふと、今度は全額国家の負担で、そうしなければ、負担が過重になるような方式でやる場合には、だれもやってくださぬという申請なんか、これは出てこないのです。こういう土地改良事業をやっても、受益者としては収益性は低いのですから。そういう点をこの際明確にしたい。申請があつた場合には、いま農地局長の言つたとおり国営でやつてもいいという場合には国営でやるとか、県営でやつてもいいという場合には希望どおりに行なうとか。しかし現行の土地改良法では、国営土地改良事業であっても、都道府県にその事業を委任して行なわせることができるということになっておるわけですが、この場合にはあくまでも国営土地改良事業を都道府県にまかせてやらせるという意味であつて通称県営事業とか道営事業というのとは性質が違つたわけですね。そういう場合と、もう一つは国の負担で国営土地改良事業として行なうのであるが、いま農地局長の説明からいふと、相当これは負担をさせるというふうな意味にとらえられるわけですから、これは酪農振興のためにやるわけですから、その点を明確にしておいてもらい

たい。

○丹羽政府委員 まず初めに法律関係だけを御説明させていただきます。第九十条で、国は政令の定めるところにより、国営土地改良事業に要する費用の一部を負担させることができる、これが法律的には働くわけでございます。

○芳賀委員 どう働くか。

○榎垣政府委員 今回土地改良法を改正いたしまして、地方公共団体等の使用収益する土地についての草地改良が、国営によって行なわれる道を開きたいということで提案をいたしておるわけでございますが、この場合の国営草地改良事業の経費の負担関係は、四十年度予算の編成にあたりまして、政府内で方針として決定しておりますことは、一般のかがい排水等の土地改良と同様に、国は事業施行に必要な経費をまず国費をもって施行する。そのうち農地局長のお話に出ました国の負担部分は内地六五％、北海道七〇％という負担をいたしました上で、その残りの部分がいわゆる地元負担になるわけでございますが、その地元負担につきましては、都道府県を通じて負担金の徴収をするということにいたしておりますが、その際都道府県は残額のうち一定額の実質的な負担をいたしました上で、最終の利用者に対する負担の軽減をはかるといふ考え方で、この事業経費の分担を行なっていくという、そういうことになりました。それから、確かに草地のことでございますが、その収益性等についても一般の耕地とは異なった点はございますが、今後の酪農等の畜産の飼料基盤の整備ということで、十分貢献し得るものだというふうに考えておる次第でございます。

○芳賀委員 それでは国営土地改良事業であっても、国の行った事業に対して地元都道府県に対して、内地にあっては三五％、北海道においては三〇％、都道県に負担をさせる、そういう方式なんでしょうね。

○榎垣政府委員 一定の経済効果、これは理屈っぽくなるわけですが、一定の経済効果を伴う投資でございますので、国の負担いたします六五％な

り七〇％の残額の三五％、三〇％というものを、すべて都道府県に負担をさせるという考え方は持っていないのでございますが、その三五％なり三〇％なりのうちの都道府県の負担し得る限度において、最終末端の負担者の経済的な負担軽減という意味で、一部を負担させるようにしたいというふうに考えておる次第でございます。

○芳賀委員 あと不足分はだれが負担するのですか。

○榎垣政府委員 この事業は先ほど御説明をいたしましたように、地方公共団体なり農業協同組合なりあるいは農業協同組合連合会がみずから使用収益をするときについての、国営草地改良事業の申請による事業でございますから、したがってその残りの部分は申請者、つまり最終の管理、運営の主体が負担をするということになるわけでございます。

○芳賀委員 いや、土地改良法はそういうことになってないでしよう。国営土地改良事業の場合、国は都道府県に一部負担させることができるということにはなっておるが、末端の国民に負担させることができるということにはなっていないですよ、国営土地改良事業ですからね。

○榎垣政府委員 これは農地局長の答弁のほうが正確かと思いますが、便宜お答えしますが、国営土地改良事業の負担金は、九十条で、政令の定めるところによつて、事業費の一部を都道府県に負担させることができるとなっておりますが、さらに二項において、「前項の都道府県は、政令の定めるところにより、条例で、国営土地改良事業によつて利益を受ける者でその事業の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有するものその他省令で定めるものから、その者の受ける利益を限度として、前項の規定による負担金の全部又は一部を徴収することができる。」というふうに相なっております。最終受益者からの徴収の規定はあるわけでございます。

○芳賀委員 そうするとその負担区分についてはあらかじめ案があるわけですか。

○榎垣政府委員 現在のところ、地方公共団体及び申請の通過機関といえますが、經由機関である都道府県の意向も最終的に明らかにされておる段階ではございませんので、国の負担以外の部分の負担区分については、明確にお答えできる段階ではございませんが、畜産局としては、国の負担以外の部分のおおむね半額程度を当該都道府県の負担としてかぶってもらいたいという考え方を持っております。

○芳賀委員 それでは、たとえば畜産局長の説明によると、北海道の場合に例をとると、国が七〇％負担をする、残り三〇％については、都道府県がその二分の一の一五％、残りの一五％はいわゆる末端の受益者負担という形で処理する、こういう考えの上に立っているわけですか。

○榎垣政府委員 大体そういう考え方でござい

○芳賀委員 では、これで大体きょうは質問を終わりますが、農林大臣としては、一体どういうお考えでこの国営草地改良事業をおやりになるのですか。われわれとしては、大臣の信念というのは、これは国内における飼料資源の開発を行なうために、国の責任で未利用地を積極的に開発して、そして全く輸入依存の飼料問題を、国内における供給源の拡大によって解決するという考えの一環として、国の全責任をもって大規模の草地造成等を行なつて、十分活用していくというふうなふうに期待しておったわけですが、いまの局長の説明によると、相当これは地方団体あるいは利用者には負担をさせるという考えのようでありまして、これは大臣の御趣旨とは非常に懸隔があるように思いますが、いかがでしょうか。

○赤城國務大臣 もちろん自給飼料によって酪農等を経営するという方向で、国営草地改良事業を行なうというところでございまして、しかしいま局長からお話し申し上げましたように、受益者があるわけでございます。やはりそれを使いましめて、あるいは育成牧場としたり、また酪農を営んだりする受益者がございまして、その受益者

が、受益の程度によりましては、個人を対象としてはおりませんけれども、ある程度の負担というものにはまああつてしかるべきだ、こういう考えから、受益者の負担をいささか予定しておるわけでございます。両面からそういうふうに考えております。

○飯谷委員長代理 本会議散会後再開することとし、暫時休憩いたします。
午後一時四十五分休憩

午後三時三十九分開議

○濱地委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。午前中に引き続き質疑を続行いたします。芳賀君。

○芳賀委員 自治大臣にお尋ねしますが、ただいま当委員会においては酪農振興法の一部改正について審議を行なつておるわけですが、政府が提出いたしました法改正の内容の中に、農林大臣が酪農近代化基本方針を定め、それに即応して都道府県並びに市町村が酪農近代化計画を策定して、効果的な運営を行なうということになっておるわけですが、国の基本方針についてはさておきまして、都道府県並びに市町村の酪農近代化計画については、これはやはり今後の農業地域における公共団体の行なう産業行政の面においては、相当重要な役割りを果たすことになるわけであります。この点について、自治省といたしまして何らかの関心を持っておられるかどうか、まずお尋ねしたいと思います。

○吉武國務大臣 実は財政局長がまだ参りませんで、私こまかい点をよく存じませんものですが、私……ただ、酪農全体についての地方の助成という考えはございませぬけれども、ミルクについての学校給食の点につきましては、国庫補助の以外に、保健婦等の人件費とか、あるいは設備だとかいうようなものには基準財政需要で見て、ミ

ルクそのものについての助成等につきましては、いまのところ考えていないという状況でございます。

○柴田(農)政府委員 酪農振興関係のものにつきまして、全国的規模において行なわれるものにつきましては、平均的な姿においてある程度基準財政需要額の中に算入をいたしております。

○芳賀委員 局長が出席される前に私の尋ねたのは、今回の酪振法の改正に基づきまして、国が酪農振興発展のために酪農近代化基本方針というものを農林大臣の責任において定めるわけでございますが、これに対応して、都道府県酪農近代化計画並びに市町村酪農近代化計画を公共団体が責任を持って策定して、これを基礎にして実施するということになっておるわけですか。したがって、都道府県あるいは市町村においても、これらの問題は地域の産業発展のために重要な持続的な役割りを果たすことになるわけでございますので、もちろん所管は農林省でありまされども、これが計画の策定あるいは完全な運営等については、自治省としても関心を持つ問題だと思ふわけですが、したがって、今回の改正についての自治省における見解とかあるいは熱意のほどを明らかにしてもらいたい。

○柴田(農)政府委員 酪農関係で一番やはり金を食いますのは、御承知のように、草地改良の問題でございます。草地改良事業等につきましては、従来から基準財政需要額の中に算入をいたしてまいっております。今回の改正に伴いますお尋ねの基本計画の策定その他の事務費関係につきましては、先般御審議いただきました地方交付税法の改正を通じて、財源的に措置いたしてあります。

○芳賀委員 それで、この基本計画に關係のある問題であります。同様に今回の改正によって、義務教育諸学校の児童生徒に対する国産牛乳の学校給食供給計画というものを農林大臣が文部大臣と協議いたしまして、その目標並びに実施計画を決定して、これを公表して、昭和四十五年までに

は牛乳給食については全面的に国産牛乳をもって給食する、こういうことが改正とあわせて実行されるわけですか。そういうことと、義務教育諸学校の場合には学校設置者は主として市町村あるいは都道府県がほとんどでありまして、国産牛乳の給食というものをに対して、いわゆる市町村の学校設置者、これは自治体ということになるわけですからして、この設置者が行なう国産牛乳の給食の経費等については、もちろん、国が現在において本年度は七十万石の供給計画に対して、一合について五円の国庫補助ということが明らかになっております。この上昇等に伴って、生産者が生産する牛乳の価格も値上がりすることは当然なことでございます。それを原料にして学校給食用の牛乳を供給することになれば、経費の面においても年々これは増高することは当然であります。したがって、現在のように一合について国がわずかに五円程度しか負担しないということになると、残り全部を父兄負担という点だけでは、これは十分な消化ができないという難点も生じてくるわけですが、したがって、昨年あたりから、教育に熱意のある都道府県あるいは市町村等においては、国産牛乳の給食にあたっては、その一部を公共団体が負担して、できるだけ父兄の負担軽減をはかりながら、国産のなま牛乳というものを子供たちに給与する、こういうことを行なっておるわけですか。この法律に基づいて、昭和四十五年といつても、あと五年しかないわけでございますが、五年後の昭和四十五年には、おおよそ石数にして三百五十万石程度の学校給食用の牛乳が必要になるわけでございます。これに対応して国の負担あるいは市町村の負担等が伴わないと、せっかくくりっぱな供給計画ができましても、これが消化できないということになるわけでありまして、この点について、自治省といたしましては、今後どういうような方針の上に立ってこれが完全に実行されるように促進される御意思か、その点に対して大臣から明らかにしてもらいたいわけですか。

○吉武国務大臣 酪農振興の観点から給食にミルクを使うということはけっこうなことでございます。ミルク代について国が助成する以外に市町村がこれを持つということについては、いまのところ、私もまだ踏み切っていないわけでございます。先ほど申しましたように、給食の保健婦の人員費だとか、設備だとか、そういうようなものについては、公共団体の経費として基準財政需要に見ております。もともと、生活保護者等自己負担ができぬ者につきましては、国の負担すべきものは国が負担し、地方公共団体の負担分は当然見なければならぬが、一般の児童についてはミルク代を地方公共団体の負担で見たいということには、まだ踏み切れない状態でございます。

○芳賀委員 それはあなたが踏み切らぬおつもりで、すでに一部の都道府県や市町村ではもう踏み切つてやっています。ただ、あなたが踏み切つていないから、自治省のほうで基準財政需要額の算定の要素に見ないということ、交付税の対象にはならないが、しかし、熱意のある、教育に理解のある都道府県あるいは公共団体は、国がわずかに五円しか負担していないですから、諸外国はミルク給食については、ほとんど全額国とあるいは連邦政府が全面的に負担しておるわけですか。日本のいまの自民党政府だけが、よくよくことしは七十万石国産牛乳を使うということになりまして、従来は全部アメリカのCCCが保管しておる質の非常に粗悪な、あるいは動物飼料用の安い脱脂粉乳をわざわざ輸入して、それを水に溶かして子供に与えるというやり方をやっていたわけですか。ところが最近、アメリカのほうでも、CCCの保管分がほとんど枯渇したと同時に、脱脂粉乳を輸出する場合においても、大体昭和四十年あたりからは商業ベースで輸出するといふような方針がきまっていたわけですか。そうすると、アメリカの粗悪な脱脂粉乳を輸入して使用する場合は、価格と、国産のなま乳を原料にして製造された脱脂粉乳の価格が、大体同程度になつてしまつた

わけですか。したがって、脱脂粉乳を輸入して安上がりな給食をやるといふことは、今日できない状態になつたわけでございますので、そうすると、必然的に国産の新鮮にして良質な牛乳をミルク給食に使うということに当然なるわけですか。その場合、国はわずか五円しか負担しないということになると、たとえば一合十二円で給食するということになれば、残り七円を父兄が負担しなければならぬということになるわけで、これは一年間に大体二百五十万石の給食を要するということになれば、父兄としても相当負担が重いということになるわけですが、そういう場合に、公共団体が熱意を持って、国の負担以外にさらにその一部を負担して実施するということについて、これは当然推奨すべき行為であるといふふうに考えるわけですか。自治省としては、そういうことをするなという指導をするつもりなんですか。

○柴田(農)政府委員 こまかい問題でございます。今日はたまたまといひまして、そういうことをしなさいかぬといふことではなくして、そういうことはたまたまとして地方団体が出すということにはなっていない。したがって、交付税の今日のたまたまから言いますならば、施設費等につきましては、設置市町村の義務費でございますので、これは交付税にちゃんとした形でもって算入をしていく。ただし、いまお話しした点につきましては、交付税のたまたまからは、今日では算入をしていない。しかし、算入していないけれども、それは別にしなさいかぬといふことではございません。それぞれ地方団体が独自の施策として自己財源の範囲でもってやりになることをとおめ立てすることは考えていないわけでございます。それで、将来どうするかといふことでございまして、これは将来の問題となつてまいりますと、やはりこれは制度の基本に触れる問題でございます。ミルク以外の給食との関連もございまいし、ミルクだけをどうしようかといふわけにはなかなかまいらぬのじやなからうか。やはりこういう制

度全体についての国と地方団体との負担のしかたという問題から考えて検討していかねければならぬのじゃなかろうか。また地方財源の現状から言いましても、一食一円と言われますけれども、一食一円でも、全部を通じて見るといふことになりますと、やはり三、四十億の金になるだろうと想像されるのでありまして、地方財政にとつてはなかなか大きな問題になるわけでございます。その辺のところは慎重に検討すべき問題であらうかと考える次第でございます。

○芳賀委員 しかし、自治省としては、地方競馬までやらして、特定の市町村に対してはそういう財源付与を、直接はやらぬが、認めておるようなこともおやりになっておるわけですか。学校給食というものは、現在においては義務教育の一環として教育課程に入っているわけですから、そういうのはやってもやらぬでもどうでもいいというものはいいですよ。そういうことになると、これは、義務教育国庫負担の原則からいっても、国が全額負担するのは当然であるが、いまのような熱意のない政府の場合には、全額負担をやれといつても、義務教育費さえ二分の一しか負担していない現状ですから、なかなかやらないと思つて、そういう場合、地方団体が熱意をもつて国の負担以外の部分の、全部とは言わぬが、その一部を負担するということは、これは当然最も好ましいことだと思つておるわけですか。ですから、これに對して、段階的には、交付税の対象にするかしないかはその次の次元で考えるべきものであるが、そういう負担を積極的に地方団体が行なうといふことについては、自治省としては奨励してもいいのじゃないですか。これは大臣から……。

○吉武國務大臣 金があれば望ましいことかと思つておられるけれども、地方団体の今日の財政の状況から見ますれば、なかなかそこまではいかないと思つておられます。義務教育費は全額国庫負担あるいは公費負担でやるのが望ましいことはもちろんでありますから、給食は一つの生活費の一部でありますから、先ほど申しましたように、生活困窮者

につきましては、これは当然なり公費でもつてまかなうということですが、一般の人の生活費まで見るということになりますと、なかなかこれは容易なことではございませんので、先ほど申しましたように、そこまでは踏み切つていないといふことであります。将来、非常に地方財源も余裕が出てまいりますれば、これはけっこうなことに相なると思つておられます。

○芳賀委員 余裕のある町村がやる場合には、自主的にやれるからいいわけですか。余裕のない町村が熱意を持って行なつたときに、初めてそれは交付税の対象になるということですが、金のある町村がやるのは、これは何も国がめんどうを見る必要はないですよ。金はないが、どうしてもこれは優先的にやらなければならぬといふことで、財政支出した分については、当然これは自治庁として重点的に考えるのが当然じゃないですか。しかもいま大臣の説明によると、給食はこれは生活費だから見る必要がないと言われているが、それでは国が一合五円国庫負担をするのは、これはどういう意味なんですか。生活費で負担する必要があるといふれば、国が五円負担する必要はないじゃないですか。負担しておるのは、これはやはり義務教育の一環である、そういう原則の上に立つて、全額ではないが、国としてとりあえずいまの段階では五円の負担を行なうといふことをやつておるのですから、これはあなただけ見解が違つたといふのはおかしいと思つておられます。

○吉武國務大臣 ミルクについての国の一部補助は、これは給食という点もございましょうが、一つには酪農振興の点もあらうかと思つておられます。そういう助成をしていくことはいいいのですけれども、公共団体がそれを負担するといふことにつきましては、これはまあ相当考えなければならぬ、かように存じまして、先ほど来申し上げておるわけでありまして。

○芳賀委員 国産牛乳の場合は酪農振興の一助といふこともできるが、一昨年以来はほとんど全量に近い数量をアメリカの脱脂粉乳を輸入して、こ

れを給食して、わずかであるけれども、その脱脂粉乳の値の大体二分の一程度を国が負担しておつたわけですから、これは酪農振興にならぬでしよう。よその国の余つた粗悪な脱脂粉乳を輸入して、そうして学校給食に供給する、それはむしろ酪農振興をはばむ要因といふことになるわけですから、それでも国は負担しておるのですよ。そう考へないですか。

○吉武國務大臣 ありますから、やはり学校給食について国がめんどうを見ていくというたてまえは、これは私はいいことだと思つておられます。しかし、先ほど申しましたように、地方財政は非常に苦しいときでございますし、地方財源でこれを見るところ踏み切れない。やるならばそれは国が見ていくべきである、かように存じておる次第でございます。

○芳賀委員 それはたとへば七円とか八円とか全額国が見るのがたてまえである、そういうお考えですか。

○吉武國務大臣 であればそういうふうになつていくことが望ましい、かように存じております。

○芳賀委員 自治大臣としてはどう考へておるのですか。できればなくなつて、あなただつて、順位は、何番目かはわからぬが、関係の一人なんですから……。

○吉武國務大臣 国の財政も非常に苦しいわけでございます。いろいろの負担がございまして、したがうとして、財政と見合つていかないと、いいからといってすぐ全額これを見つていかなければならぬのであります。国の財政もだんだんと充実してくれば、先ほど申し上げましたように、義務教育費は全額国庫負担のたてまえをとつて、教科書もだんだんと国が持つようになつておると同様につ、こういうわけにもまいりませんので、国の財政負担の充実と相まってだんだんと進められていく、かように考へております。

○芳賀委員 だから、いまの限界は、一合五円程

度しかいまの政府は負担ができない。それに対して、大きな金額ではなくて、一合について一円とかあるいは二円程度、都道府県あるいは市町村が積極的に負担するといふことについては、これはもう支出面からいへば、非常に価値のあるやり方なんです。そういうところに地方財政を投ずるというところは効果的なことなんです。それが酪振法の改正によつて、昭和四十五年には大体三百五十万石を対象にして、これを消費することになるわけですか。供給するといふことになるわけですか。現在はまだ二年目で七十万石程度であるが、五年後には今年度の五倍の数量を供給するといふことになるわけですか。そういうふうにもう完全実施といふことになつた場合において、なおかつ国が二分の一程度しか負担をしない、その時期には、供給する学校牛乳の費用が一合十五円程度はかかるというふうな場合も予測できるわけですか。ですから、国並びに市町村が一部負担するといふことは、これは当然じゃないですか。いまの学校給食法の規定においても、これの公費による負担といふことが明らかになつておられます。公費といふことは、これは国費の負担並びに地方団体の負担といふものを合してこれを公費といふわけですか。そういう規定が明らかにあるわけですから、公費負担といふことにすれば、その割合はどうであつても、その一部を市町村財政あるいは都道府県が負担するといふことは、これは当然じゃないですか。

○吉武國務大臣 先ほど来申し上げますように、地方財政が豊かでございますれば、負担することでもけっこうでございますけれども、今日地方財政が非常に苦しい。したがつて、交付税等も引き上げて、国の財源の中から地方に回さなければならぬといふような状況でございますから、そういう中において基本財政需要に見るということとは、結局それだけ交付税で見なければならぬようなこととありますから、したがつて、それくらい窮屈な財源の中で見るといふことには、私どもはいまのところ踏み切れないわけでありまして、もし国に

ではやはり検討を要すべき時期だとお考えを述べておられるわけですから、さういふ点については、しばしば衆議院あるいは参議院等においても、特に学校給食の中の牛乳給食に対しては、全額公費をもつて負担すべきであるというような決議が、それは国会の意思で行なわれているのですよ。そのくらいのこと自体が自治省でわからぬといふことはなかりでしよう。一体検討する気があるかないか。地方に対して、そういうことは進んでやる必要がなからぬといふと、さういふ態度でこれからも臨むかどうか、この際、明らかにしておいていただきたい。今日、吉武国務大臣、先ほど申しましたように、今日の地方財政の現状からいたしたすなわち、地方財源がそれについて負担するという時期ではない、かように存じております。将来財政に余裕がで

○考賀委員 それは局長とは答弁が違ふじやないですか。局長の先ほどの答弁は、市町村が行なう支出については、直ちに交付税の対象にはできないが、それをやるなか差しとめるということば考えておらない、むしろ、おやりになることに對してはそれは要当な措置である、こういう意味答弁を——発言しなかったら、あなたは取り消さない。大臣と同じ答弁であるならば、それでいいですよ。自治省がどういう認識を持っておるかということをおわれれば試みておるだけなんです。あなたがいつまでも自治大臣をやっておるでもないでしょう。国会が終われば参議院選

です。それから、そう前に内閣改選があるから、
までもあなただの程度の認識の自治大臣がすわっ
おるとはあなたわれは考えていないが、この法案
審議にあわせて、一体自治省としては、地方に
ける酪農振興の問題であるとか、あるいは国産
乳の学校給食の問題等について、それは地方自
に關係のある問題であるからして、どの程度の自
識と熱意を持っておるかということをおわれ
試みに質問しているわけなんです。それから、やら
しにくいとかやるべきでないとか、見解を明らか
すれば、それ以上の質問はいたしません。

○吉武國務大臣 自治体のことでありますから、自治体がしたことに付いて、けしからぬから取りやめろと言うつもりはございません。しかし、制度としてそういうものは地方団体が負担すべきものであるということには、まだ今日の段階では踏み切れない、私はさように思ひまして申し上げております。ですから、将来財源に余裕が出てくれば、それはけっこうなこと、しかし、いまのところでは、それでなくても地方財政は非常に窮乏で困っておりますから、その見通しをつけないで、ただいいからやれるところはやつたらいいじゃないかという指導は、私どもとしてはできないわけであります。しかし、やつているところをけしからぬ、差しとめるといふようなつもりはもちろんです。

○芳賀委員 そういう態度であれば、毎年地方団体が財政計画を当然にこれは自治省に出すわけですが、そういう場合に、あなた方いまのような態度をとるのですか。君のところは何もこんなもの負担する必要はないのやつておるじゃないか、だからこれは苦しくなるのですというように、いまの大臣や局長の答弁からすると、そういうことを言いかねないですね。どうですか。

○柴田(農)政府委員 先ほど来お答え申し上げておるとおりであります。私も、地方団体が財源の範囲でもってそういうことを行なわれる、つまり、必要な事務は遂行され、そのほかに、残されたいわゆる自由財源といわれる幅の中でそういうことをおやりになることについて、別にとかく言っておるわけでは全然ございません。ただ、それを交付税の配分にあたって考慮するかせぬかということになってまいりますと、これは財源の問題であるとともに、制度の問題があるのではないかと。制度の問題を考えます場合に、ほかのミルク以外の給食の問題もありますので、これはやはり慎重に検討すべき問題ではないか、かように申し上げておるわけでありまして、決して個々の地方団体がやつておることについてとかく言った覚えもございませんし、言うつもりもございません。

○松浦國務大臣 この問題につきましては、先日

いせん。

○芳賀委員 運輸大臣にお尋ねしますが、質問の第一点は、先日衆議院本会議におきましての社会党の牛乳法案の趣旨説明の中で、今後国内における生乳の供給に対する円滑化をはかるためには、どうしても牛乳の生産地から消費地に対しての輸送事業というものが相当積極的に行なわれなければならない、一方においては牛乳はほとんど生産されて、ほとんど過半数の牛乳が原料乳に落とされるというような地域もありますし、一方においては消費の需要が相当拡大しておりながら、それに十分こたえるだけの市乳あるいは国産牛乳を供給できないという、国内における供給の不円滑が表面にあらわれてくるわけです。そういうことになると、やはりこれは生産者とか乳業者の負担においてのみこの需給問題の解決をはかるというのでは、これは当然できないわけですね。やはり国の施策として、これらの根本的な問題を解決するにはどうするかということになれば、当然主要な生産地域から主要な消費地域に対して牛乳の積極的な輸送を行なう、こういう施策が国の責任で講ぜられるということになれば、問題が大部分解決すると考えられるわけでありまして、輸送ということになれば、これは運輸大臣の所管ということになるわけですから、農林大臣がいかにそういうことを考えても、これはあなたの方からいかにいうことになると、簡単にはいかないわけですね。そこで、この際、この牛乳の輸送方法という問題について、一体運輸省としては、これとどういうように取り組む姿勢を持っておられるか、その点を明確にしてもらいたい。

○松浦國務大臣 この問題につきましては、先日

○佐藤(光)政府委員 いま大臣から御説明申し上げましたように、北海道のなま牛乳の輸送につきましては、相当計画的に輸送を考へる必要があるというところで、三十九年度試験輸送を国鉄が試みたわけでありまして、今後現地と国鉄と十分にお打ち合わせをして、この計画輸送を達成していきたいと考えております。運輸省がこれについて必要な助言をする、こういう立場にあるわけでありま

ら、その間の距離を縮めるといふのは運輸省の責任であらうと思ひます。

○佐藤(光)政府委員 大臣が御説明申し上げましたのは、現在の計画輸送量でございますと、毎日十二トン積める最新型の冷蔵貨車、一、二、〇〇〇型式という貨車でございまして、この二両程度の輸送量であるというふうな考へておるわけでございます。これはもちろん、将来の輸送量の増に見合つて、必要に応じて逐次計画を改定していく必要があるわけでありまして、この新しい型式の貨車が千八百三十三両ございまして、必要に応じて十分この計画を改定していく貨車としての余力はあるということでございます。それからコンテナにつきましても、大臣から申し上げましたように、逐次状況に応じてこの計画数をふやしていくという考へておるわけでありまして、

○芳賀委員 社会党の牛乳法に基づくと、これらのミルク専用のたとえばタンク車にしても、あるいはコンテナにしても、これは国の負担で建造して、そして形式としては、生産者団体にこれを無償で貸し付けるわけですね。貸し付けを受けた生産者団体は、今度は日本国有鉄道と契約して、そして公共的な料金で、いわゆる低廉な料金で、長距離輸送をやつてもらふ、こういう趣旨でございますが、これは大体大臣のお考へと、いまいかな説明を聞くと、合致するじゃありませんか。どうでしょう。

○松浦國務大臣 それは無償で貸し付けるというのではなくて、国鉄の運賃等級の範囲内における運賃をいたゞく、同時に、長距離割引の範囲内の割引をするという二点以上の問題はできないのではないかと考へております。

○佐藤(光)政府委員 ちょっと補足いたしますが、お話しした社会党案の内容と照合いたしましたところ、現在現実に国鉄が試験輸送の結果計画している輸送の形といたしましては、先ほど大臣がちょっと申しましたように、最新の冷蔵車が千八百両ある、一日の輸送量は二両程度である、こ

○芳賀委員 大臣から毎日冷凍貨車を二車と言われたが、これは列車編成を二本毎日出すということですか。

○佐藤(光)政府委員 大臣が御説明申し上げましたのは、現在の計画輸送量でございますと、毎日十二トン積める最新型の冷蔵貨車、一、二、〇〇〇型式という貨車でございまして、この二両程度の輸送量であるというふうな考へておるわけでございます。これはもちろん、将来の輸送量の増に見合つて、必要に応じて逐次計画を改定していく必要があるわけでありまして、この新しい型式の貨車が千八百三十三両ございまして、必要に応じて十分この計画を改定していく貨車としての余力はあるということでございます。それからコンテナにつきましても、大臣から申し上げましたように、逐次状況に応じてこの計画数をふやしていくという考へておるわけでありまして、

○芳賀委員 社会党の牛乳法に基づくと、これらのミルク専用のたとえばタンク車にしても、あるいはコンテナにしても、これは国の負担で建造して、そして形式としては、生産者団体にこれを無償で貸し付けるわけですね。貸し付けを受けた生産者団体は、今度は日本国有鉄道と契約して、そして公共的な料金で、いわゆる低廉な料金で、長距離輸送をやつてもらふ、こういう趣旨でございますが、これは大体大臣のお考へと、いまいかな説明を聞くと、合致するじゃありませんか。どうでしょう。

○松浦國務大臣 それは無償で貸し付けるというのではなくて、国鉄の運賃等級の範囲内における運賃をいたゞく、同時に、長距離割引の範囲内の割引をするという二点以上の問題はできないのではないかと考へております。

○佐藤(光)政府委員 ちょっと補足いたしますが、お話しした社会党案の内容と照合いたしましたところ、現在現実に国鉄が試験輸送の結果計画している輸送の形といたしましては、先ほど大臣がちょっと申しましたように、最新の冷蔵車が千八百両ある、一日の輸送量は二両程度である、こ

いうような状態におきましては、特に別個に貨車をつくりまして、それを専用運用するということがよりも、これらの貨車を荷物を積んで運ぶことができませんから、袋も利用するということが、つまり、総合的な運用の中で使うというほうが、輸送経済上はいいのじゃないか、またそういうことが現状においては、可能なんだ、それから現実的な牛乳の運賃につきましては、二十二級という、貨物の等級からすれば非常に低廉な運賃が計画されておるといふ状態でございますので、こういうことで、一応われわれとしては、現実的な牛乳輸送が大体御要請に応じて完遂できるのではないかと、こういうふうにご考慮をお願いいたします。

○芳賀委員 少し具体的な点ですが、たとえば二十二級の等級運賃で行なった場合、北海道から東京まで牛乳一トンについてどのくらいの運賃になるのですか。

○田口説明員 国鉄の配車課長でございますが、私、その方面の担当ではございませんが、概略大ざっぱなところを申し上げますと、大体指数でいまして、国鉄が普通運んでおりますのが九五ないし六です。それに対して、六七程度の指数だと思っております。国鉄が現在送っております一キロ当たりの運賃が、平均いたしまして四円五十銭程度でございますが、それがやはり二割半ほど低くなりますので、大体三円七、八十銭になるかと思っております。これでキロ数をかけていただきますと、私も正確には言えませんが、トン当たり北海道は大体三千五百円から四千円くらいになるんじゃないかというふうに考えます。

○芳賀委員 そこで、これは参考までであります。たとえば三十トン容量の新鋭の冷凍車を建造する場合に、大体どのくらいかかるか。それからコンテナの場合、これは普通単位は五トンでしよう。五トン容量のコンテナの建造がどのくらいかかるか。たとえば牛乳専用船、いわゆるミルクタンカーで輸送するという場合には、これは一トン当たりどのくらいの建造費がかかるか。直ちに正

確な数字は答えづらいかもしれませんが、概算どのくらいかかるか、わからぬですか。

○田口説明員 概算で申し上げますと、三十トン貨車で大体五百万円ないし六百万円かかると想定されます。それからコンテナ一個の値段は、現在三十万円前後、冷蔵コンテナも大体それくらいだと思っております。なお、船のほうの建造費につきましては、ちょっとお答えはできないと思っております。

○芳賀委員 それでは、それはあとで大体の計算ができたなら、資料としていただきたいと思うので

そこで、大臣にお尋ねしますが、大体北海道から東京あるいは大阪の消費地までのかなりの供給できるかという点になると、毎日おおよそ千トンの牛乳というものは供給できるだけの生産力を持つておられるわけですか。だから、三十トン車で運ぶということになれば、大体三十両程度です。これはいま青函連絡の関係で、三十トン車三十両で一列車編成は無理かもしれぬが、とにかく千トン程度毎日北海道から消費地に對して供給ができるということになれば、国内における需給の円滑化ということについては相当大きな寄与ができるのではないかと、いふふうに考えておられるわけですか。ただ一日十二トン車二台くらいを送られても、これは二十四トンしか運べないでしよう。これは試験的な段階だからまだいいとして、これが実際に実用的に成果があるか、効果的であるかということが、政策面から見ても明らかにした場合には、これを相当積極的に行なうという方針を、この際、明らかにできれば披露していただいてもいいと思っております。できなければできないでもないです。

○松浦國務大臣 いまのは一日千トンですか。

○芳賀委員 そうです。

○松浦國務大臣 それで原料乳に影響しませんですか。

○芳賀委員 しません。

○松浦國務大臣 そういふふうに長期的な貨物の供給力があれば、特別列車なり何なりを編成しな

ければならぬと思っております。今年度は、去年の試験輸送から見て、一日に二車ずつ配給してやってみる。それで乳もいたまないし、市場においても歓迎されるということになれば、初めて大量にやることを組合のほうとも相談してやってみたらという計画は持っておりますが、いまのところはいま申し上げたことでございまして、それともう少しふやせといえ、貨車はたくさんございまして、御相談に應ずることではできると思っています。

○芳賀委員 大体わかりました。自治大臣よりは、あなたの方が、酪農問題、農業とか国民経済上の認識は、まあ教段上であるというように皆さんが判断しておられるようですから、そういう点十分努力してもらいたいと思っておりますが、ただ、外国においては、たとえばイギリス等においては、ロンドンを中心として、半径四百キロ以上の地域から牛乳専用のミルク列車というものを編成して、そして生産地から消費地に對して輸送しておる、こういうことがもう事実行なわれておられるわけですか。ですから、こういう点も、運輸省あるいは国鉄においても、諸外国の実例等を十分研究されて、効果のある措置を即急に実現して、この重要問題に対する解決に一段と努力していただきたいと思っておりますが、どうですか。

○松浦國務大臣 国鉄からも運輸省からも、毎年輸送関係に対する問題あるいは後進地域と輸送の問題等の調査のために、技術員を派遣いたしておりまして、その報告は始終とっております。したがって、現在のような過密都市ができて、一方においては生産されたものが余ってしまうという場合は、やはり生産地と過密都市との間の距離を縮めるということが一番大切なことである。それは運輸省、いわゆる輸送担当者に課せられた責任であると思っておりますから、この距離の短縮について、十分各般の検討を御質問以外のこともやってまいりたいと思っております。

○芳賀委員 文部大臣にお尋ねしますが、現在農林委員会においては酪農振興法の一部改正法案を審議しておられるわけですが、この改正の中

で、特に文部省と関係のある点は、農林大臣と文部大臣が協議いたしまして、この法律に基づいて毎年度の国産牛乳による学校給食の供給目標を立てて、それに基づいてさらに実施計画を策定して実行するということが、改正点に明らかにしておられるわけですか。したがって、これはわれわれとしても、以前から期待しておいた問題が、この法律改正が行なわれた場合においては、将来に期待を持つものであります。そこで、この点については農林大臣からも明らかな説明があったわけですが、国内の牛乳を主体とした義務教育を中心とする学校給食牛乳については、目標としては、昭和四十五年度までに完全実施をするということ、この改正案にあるところの酪農近代化の基本方針に定めて、さらにこれに對して学校給食牛乳の供給目標並びに実施計画を立てるということになっておられるわけですから、あくまでもこれは文部大臣と農林大臣の協議に基づいて計画が策定され、実施されるわけでございますので、法案の改正等についても、事前に十分協議されておると思うわけですが、完全実施の昭和四十五年度あるいは年次供給計画の策定等についても、確信を持って農林大臣と協議されてこれを推進されるかどうか、教育担当の文部大臣からこの席で明らかにしてもらいたいと思っております。

○愛知國務大臣 学校給食に国産な牛乳を全面的に充てたいということは、かねがね私どもの考えておりましたところで、今回酪農振興法の一部改正にあたりまして、特に学校給食用の牛乳の供給計画について、農林大臣と協議をして、そしてそれを公表するということになりましたことは、私も私どもとしても文部省の立場からいって、非常に喜ばしいことであると思っております。したがって、四十五年度を目標にいたしておりますが、四十五年度三百五十万石というものが現在考えられております目標計画でございます。それで、今日まで、もう御承知のことですから、詳しく申し上げ

る必要もございませんが、たとえば昭和三十六年度から四十年まで五年間を見ても、毎年供給量が相当増額いたしております。実は四十年では、私は八十万石くらいに上ったのでございまして、いろいろの事情から七十万石ということになっておりますが、これは今後の年次計画でできるだけすみやかに、少なくとも四十五年度の目標は到達したい、かように考えておるわけでございまして。

○芳賀委員 その点は明らかになったわけでございしますが、五年間で三百五十万石ということになれば、今年度が七十万石ですから、結局あと四年間に二百八十万石を毎年どういう計画で拡大されるか、まだ不明であります。相当量急激にふやしていかねばならぬと考えられるわけですが、供給については全然心配がないわけですから、この点は文部大臣として顧慮される必要はない。ただ、完全実施をする過程において、国の負担というものは、量的にもこれがふえる場合においては相当の支出になるというところは、いまから予測されるわけでございしますが、その場合に、文部大臣として、この国の負担する部分というものをどのような考えで継続されていくか、四十五年までにもう全額国が負担してやる御意思であるか、そういう点もこの際明らかにしてもらいたい。

○愛知国務大臣 その点が告示のとおり非常な問題でございまして。たとえば四十年でも一合五円の補助にいたしました。これは昨年は四円五十銭で、従来は三円七十銭でありましたことは御承知のとおりでございしますが、この補助額を上げていくという点については、財政上なかなかむずかしい、ここが一つの隘路であったわけでございまして、これから年次計画を進めてまいります上にも、この点について、財政当局とも十分話し合いを進めていきたいと考えております。

○芳賀委員 最低限度はどういうお考えですか。たとえば費用の二分の一程度は最低限度としてこれを国が負担するという御意思か。それ以上になることは最も好ましいことでありますが、数量が

ふえて、国が負担する負担額が相当急激にふえるということも予測されるわけですから、そういう諸般の事情というものを考慮した場合においても、一食一合ずつ給与するとなれば、その費用については、その年次によって給食に要する経費も異なってくると思うわけですが、そういう場合においても最低限二分の一を国が確保するとか、それを基礎にして漸次負担額をふやすというのか、その辺の事情を大臣からできるだけ明らかにしてもらいたい。

○愛知国務大臣 実は細部にわたりまして、まだ四十一年度以降どうするかということについてははっきりした意見を固めておりません。これはやはり関係当局が非常に多いものでありますから、いまにわかに確定的に申し上げるわけにまいりませんけれども、現在学校給食用の牛乳については、畜産振興事業団による補助ということをやっておりますので、数量も今後飛躍的にふやさなければならぬことでございまして、この補助のやり方としては、方式としては現在の方式がいいのではないだろうか、かように考えておるのでございまして、その他こまかい点については、ちょっとまだ十分の用意を持ってお答えするところまでまいっております。

○芳賀委員 大臣も御承知と思いますが、昭和三十六年に学校給食制度調査会が答申を行ないました。当時の大臣は荒木さんですが、この答申によると、昭和三十七年を出発点にして、完全給食に計画で完全給食を行なうべきである、しかし、牛乳給食については、小学校については三十七年から三十九年計画、中学校については五十年計画でこれを全面的に実施すべきである、その費用については、答申によりまして、完全給食の部分については、これは公費負担ですね。公費ということになれば、言うまでもなく、国と公共団体の共同負担というようにもとれるわけですが、完全給食の経費については最低二分の一、ただし、国産牛乳については全額公費で負担すべきであるという内

容の答申がすでに出されておるわけですが、その一部を尊重されてか、たとえば脱脂粉乳の全面ミルク給食のようなことはすでに始められたわけでございしますが、しかし、答申の趣旨あるいは国民の期待は、あくまでも国産牛乳による完全実施であり、全額国産あるいは公費による負担ということを期待しておるので、この答申の線から見ても、相当積極的な意思表示を文部大臣としても行なわれたほうがいいじゃないかと、いふにわれわれは考えるわけですが、重ねてお尋ねします。

○愛知国務大臣 三十六年の答申は私もよく承知いたしておりますし、それから実は私文部省に参ります前から、私自身といたしまして、ぜひこの学校給食については全面的に国産なま牛乳を充てたいとかねがね主張として持っておったわけでございまして。ただ、先ほど来申し上げておりますように、金の問題になってまいりますと、文部大臣としてはあの答申の線でも一刻も早く実現したいというのを申し上げたいのですけれども、政府全体で公費負担をどういう年次計画でどの程度までふやしていくかという点については、政府の立場となりまして、私がただここで、文部省として、こうやりたいのでありますと言いましても、もう少し具体的な根拠がございせん、はつきり申し上げるわけにまいりませんので、その辺のところは事情を御了解をお願いしたいと思っております。

○芳賀委員 それはなかなか答弁はりっぱですが、ただ文部大臣としてこう考えておるだけじゃ済まぬと思うのです。農林大臣は全面的に賛成ですが、それでは、たとえば内閣改造等の機会があつて、かりにあなたが大蔵大臣におなりになった場合は、これは実行しますか。いま文部大臣だからやむを得ぬでしょうけれども、そういう地位につかれた場合は、いまのような熱意を持っておられれば、実現至難ではないと思うのです。これは笑いごとではないのですが、熱意のほどを聞かしてもらいたいと思ひます。

○愛知国務大臣 私は、まず学校給食ということには非常な熱意を持っているつもりでございまして。したがって、今後文部省といたしましては、もちろんでございまして、できるだけひとつ努力を新たにしたいと思ひます。

○芳賀委員 次に、これは事務的な問題でもありますが、体育局長でもいいのですが、毎年計画的に今後なま牛乳による牛乳給食がふえるわけでありまして、一方においては脱脂粉乳給食がすでに進められておるわけですが、ですから、たとえば現在の時点で、その学校では脱脂粉乳の施設が整つて、全面的に脱脂粉乳と、あるいは混合方式による給食が行なわれておる。しかし、計画的に今度はなま乳給食がどんどんふえていくわけですから、量的にはあと一兩年たてば、国産牛乳と脱脂粉乳は消費量では五分五分ということになるし、その次には国産牛乳のほうが量的に多いということに、だんだん割合が変わっていくわけですね。そういう場合、いま最も隘路になっておるのは、せっかく文部省が奨励して脱脂粉乳の施設を設けさせて、朝令暮改のような形で、今度は一番設備の要らないなま乳給食になった。それは非常にけつこうであるけれども、せっかく施設を見通しや定見がなくてやられた。そういう点に対しては、一体どうしてくれようという苦情がぼつぼつ出てきているわけですが、これは政府を責めるわけではないが、だんだんそういう切りかえなければならぬ事情というもの、国産牛乳の給食が進むに従って各地で生じてくると思ひますが、それに対してどういうように対処されるか、参考までに聞かしてもらいたい。

○前田政府委員 脱脂粉乳の施設として考えられる最も大きい問題は、現在では攪拌機とそれから二重がまんなどございまして、攪拌機というのは、御承知のとおり、小さい機械でございまして、あとで申し上げるとして、二重がまの問題でございまして、二重がまというのは、調理上あつて差しつかえない。それは脱脂ミルクのみならず、われわれの家庭におきましても、いまや二重がまも相当使つて料理が出てまい

ないことはわかりますが、その場合であつても、脱脂粉乳よりも高価な給食をやつてゐる場合に、それはよくつた、しかし、予算がないから、その分には脱脂粉乳の分しか補助をやれぬが、がまんしてくれということであれば、話はわかるが、かつてにやつたから、もう一銭も補助をつけぬというのはおかしいじゃないですか。問題はそれなんですよ。

○前田政府委員　たいへんむずかしい御質問なので、お答えしにくいことなのでございますが、一年間を通して三割分に相当する日数はなま乳を飲みまして、その後は七割に相当する分は脱脂乳を飲むというケースというものは、本格的には私はないはずだと思つたのでございます。と申しますのは、当初各県で学校単位で希望をとるわけでございます。そういたしまして、私の学校は一年間通してなま牛乳でございます、私の学校は一年間通して脱脂粉乳でございます、こういうことで、需給と申しますか、需要をとるわけあります。そういたしますと、現状では実を申しますと、なま牛乳の割り当てよりもある程度多い需要があるのでございます。しかし、農林省の全体の需給計画から七十万石で押えられてゐるわけでございます。したがって、それ以外のものは、これは脱脂粉乳でいくという方式をとつてゐるわけでございます。で、同じ人が三割分はなま乳を飲み、七割分は脱脂粉乳を飲むという現状は、実際問題として私は起こつてないと思うのでございます。

○芳賀委員　大臣何か急がれるようですから、あなたに一点だけ……。

先ほどもつと触れましたが、ことしの六月ごろになると、輸入脱脂粉乳の価格と国産脱脂粉乳の値段が、大体国内においては同一価格程度になるわけですね。そういうことになれば、特にアメリカから輸入しても安上がりというわけにはいかぬわけですね。そういうことであれば、むしろ、国内において脱脂粉乳の供給力がある場合には、脱脂使用についても、輸入を打ち切つて、国内から供給されるものを優先的に扱うという措置をとる

られたほうがいいじゃないかと思いますが、いかがですか。

○愛知国務大臣 これは価格との見合いの問題でもあるかと思いますが、現に四十四年度では脱脂粉乳は四万五千トンしか輸入計画をしておりませんで、これは一昨年あたりに比べると、一昨年は七万トンスくらいだったと記憶いたしますが、ずいぶん大幅に減少させております。今後ともそれは引き続き減少させたいと私は考えております。

○芳賀委員 ですから、価格上の比較で、従来はアメリカの脱脂粉乳が国内脱脂粉の二分の一以下であるということで、安上がりということを感じて、いまして輸入されたが、価格上大きな差異がない、大体同一価格に近いという事になれば、これは国内に供給力が全然なればやむを得ないわけですが、あればやはり優先的に国産の乳製品を使用するということが、これはもう論議の余地のない点だと思ふのですが、この点を明らかにしてもらいたいと思ひます。

○愛知国務大臣 それはお話のとおりであれば、そのとおりに私やるべきだと思ひます。ただ、いまちょっと私もそこまで勉強してこなかったのですが、最近の脱脂粉乳の国内価格とそれから輸入の価格とが、はたしてこれでこの数カ月うちに同一くらいになるのかどうか、ちょっとその点わかんないと思ひますが、やはりある程度の価格上の開きがあるんじゃないかと思ひます。それは確かにいままで輸入の脱脂粉乳でやっておりまして、安上がりだからという事が主たる原因でございまして、その値段の点がそうでなくなれば、国内のものを優先して使うのが当然のことだらうと思ひます。

○芳賀委員 この点はわれわれの認識からいって、ことしの六月までの分は、大体従来価格と似たような方式で向こうのCCCが放出するわけですから、六月以降になると、商業ベースで出すというような意向が明らかになっているわけですから、そうしますと、向こうの売り渡し価格が通常価格とい

うことになれば急激に上がるのと、あるいは船運賃等についても最近では相当高騰しておるといふ事情もあるし、国内においては、畜産物価格安定法に基づいて、昭和四十四年度の乳製品も上限は据え置きということで大体いくわけですから、急激に接近することは事実なんですね。完全に同一になるかなんかぬかは、私はまだそこまでは見きわめておりませんが、そういう事情の変化が到来しておるので、できるだけの際国産優先ということ、この酪農振興法の趣旨にも合致するように努力すべきであるという点で指摘したわけですから。

○愛知国務大臣 御趣旨は私も十分理解できます。当然のことだらうと思ひます。ただ、輸入価格のほうはいろいろ御承知のような経緯もございまして、これが今年夏ごろから以降が六セントなのか七セントなのか、その辺のところはまだ不明確でございまして、価格の比較なら見通しなりについて、先ほど申しましたように、ちょっと確たる見通しを私は持ちませんでおりますが、お考えの筋はまさにそのとおりであります。

○芳賀委員 もう一点だけお尋ねして退席されてもいいのですが、先ほど自治大臣の出席を求めて聞いたのですが、今年の事情は、国は一食一合について五円程度の負担しかしない。しかし、一年一年給食用の牛乳の価格も値上がりになる、一般の物価の値上がり等もありまして、そうすると、たとえばことしは現地で私たちが農協のプラントで処理して学校へ便送した場合に、大体どうしても実費が十二円くらいかかるのです。そうすると、国が五円負担されても、七円が父兄負担ということになるので、そういう事情もあって、昨年あたりから、都道府県予算とかあるいは市町村の予算で、まだ一部でありますけれども、一合について一円とかあるいは二円の負担を地方団体が行なう、そういう事例もだんだんふえてきておるわけですから、これは将来の問題にもかかわるわけですが、全面的にミルク給食を国産でやるということになれば、やはり国のいまの程度の負担

だけでは完全に消化できない場合も顧慮されるわけですから。そういう場合に、地方団体が義務教育に對する当然の責務と熱意を持って一部負担するといふようなことも、これは当然あるべき姿です。その場合、これは公費負担といふことになれば、当然国が主體的な負担をやるわけであるが、学校設置者である市町村あるいは都道府県も行なうのが当然なわけですから、たゞ、財政の事情によつて国から交付税等の交付を仰がなくてもやれる団体と、なかなか困難な団体がある。そういう事情が地方財政の中で出てくるわけですから、これらが全面的に行なわれる場合には、将来の問題ですが、これはやはり地方団体の基準財政需要額の対象要素として、いまから検討する必要があると思いますが、この点に對しては文部大臣としてはどのようなお考えですか。

○愛知国務大臣 これは私としてはたいへんありがたい御意見でありまして、文部省の立場からいえば、なま牛乳を全面的に使用したい。そしてその公費の負担をどういう方式でやるかということとは、父兄や児童の立場からいえば、国に持つてもらつても、あるいは地方に持つてもらいまして、その補助が多いに越したことはない。そこで、地方団体がこれは自治省にお願ひしなければならぬし、また大蔵省との話し合いも必要でございまして、また大蔵省との話し合いも必要でございまして、また大蔵省にストリートに国庫から補助をできるだけふやすように協力してもらえれば、私の立場ではたいへんありがたいわけですから。こういう点につきましては、先ほど申しましたように、数量の問題とにらみ合わせて補助を何ぼにどうやるかということが、実はこれをうまく推進する一番根本のむずかしい問題でございまして、この点については、ただいまの御意見なども十分考慮に入れながら、うまく善処してまいりたいと思ひます。

○芳賀委員 先ほどのなま乳と脱脂粉乳の補助の關係ですが、どうもわれわれとしてふに落ちないのです。なま乳給食の分は、農林省から都道府県、市町村の設置者に対して数字が示されるわけですから、それはもう当然消化されるが、完全に一年間、二百十五日なら二百十五日やるというのとでいけば、全量なま乳でくれば問題はないのですが、いまのところはそれだけの数量がないのですから、普通からいえば、残りはどうしても脱脂粉乳を給源にして実施する以外に方法がないということになるわけですから。その分には脱脂粉の補助というものがくる。そこまではわかるのです。しかし、三分の一であつても、せっかく今度は国が五円の補助をつけてなま乳給食を進めておるのだから、残りの分を脱脂粉乳でやるということとは、いかにも子供たちにかわいそうである。この際、通年的になま乳による給食を行なうという方針が地元において決定された場合に、それに全部五円の補助がくればそれに越したことはないが、そういうことは、予算上からも、文部省としても、農林省としても、なかなかできないと思ひます。その場合であつても、本来であれば、脱脂粉乳で残余を行なう場合には、わずかであるけれども、補助がくるのだから、なま乳を残りの分について、脱脂粉乳に支出した補助額というものは、これではがまんしてくれということを出すのが当然じゃないですか。それには出さぬというものはおかしいじゃないですか。そうならば、あくまでも脱脂粉乳に固執して、文部省としては、ほんとうの気持ちには、なま乳給食はやりたくない、しかし、無理やり毎年毎年ふやされるのであるが、そういうのを制裁の意味で、なま乳給食をしても補助はやらぬ、こういうことに曲解されたいとも限らないです。国民にわかるようにこの点を説明してもらいたいわけですから。

○前田政府委員 私どもの気持ちからいって、先生は曲解されるかもしれぬとおっしゃったのですが、もしそういう人があれば、たいへんな曲解であつて、私どもとしては、なま乳給食にで

きるだけいこう。今年度についても、農林省で八
十萬石御要求いただいたのですが、これは当初か
ら私も申し上げておりましたように、なま乳をふ
やすことはぜひ必要である。しかし、今月はなま
乳だが、来月はやらぬというようなことでは困
る。子供は期待しているわけでございまして、こ
れはもたえらる以上はずっと続けていたくださ
い。そういう計画的な配分と申しますか、そうい
うことで、計画配分のできる最大量を学校給食に
回していただけてこうだと思ひます。したが
いまして、農林省予算の折衝では、少なくとも石
数においては最大量私どもとしてはもたえらる
つもりでいるのでございします。そこで、余裕が出
てくるというところは、実は私どもとしては考へて
なかったわけでございします。ところが、いまお話し
のようにほとんど余裕は出てくるのだというお
話だとすれば、これは初めから計画的になま牛乳
を七十萬石を百萬石なり二百萬石なりにするとい
う考へ方でも進んでいくべきである、かように考へ
るわけでございします。年度の途中からあれになっ
た、これになったということになりまして、給食
費全体がすでに変わってくる。したがって、金
集めるときには、常に学校ではPTAの総会を開
いたり、校長先生が一々計画的に本年度は幾ら幾
らで給食をやっていくという計画で進んでおるわ
けでございします。私どもとしては、今度法律を御
改正になるように、少なくとも前年度にちゃんと
計画を立てて、こういうふうにお進み、こういう
ことでやるようにしていただきたい、将来全部
完全ななま牛乳になったときにおいても、やはり同
じようにきちっと計画を立てた立場でやっていく
ように――文部省の給食の側から申しますと、売
り買ひで申せば、買うほうでございします。買うほう
としては、一年じゅうずっと一合ずつくれる牛
乳屋から買ひたい。たまに二合くれるけれども、
たまにこれない牛乳屋からは買ひたくないという
気持ち、それは例が悪い話かもしれませんが、そ
うだ買ひほうの側の立場で申し上げると、そう
いうような考へ方を持つわけでございします。だか

らといって、私どもは、そんななま牛乳では困
るなんというところは毛頭考へておりません。大臣
もおっしゃいましたし、私ども事務局として
も、常に、最近はおもつても牛乳給食をきくら
うな配分があるといううわさを伺っただけで、
現実にはその県にも、おまえさんのところはそう
いうことがあるのかないのかというのをかけ合っ
て話をした実例もございします。おっしゃると
いふ、私どもとしては、なま牛乳はぜひ推進する
という心がまえですが、何といつても、計画的な配
分と申しますか、配給と申しますか、それはお願
いしたいと思つておる次第でございします。

○芳賀委員 大体わかりました。問題は、農林省
が積極的な供給をしないというところにあるわけ
ですが、これは最近の年間の生産の伸びからい
つても、大体一〇％から一三％くらい生産が伸びて
おるわけですね。それは石数で言うとも、大体年間百
五十萬石から百八十萬石はふえるわけですね。これ
は政策需要です。国が方針をきめて義務教育の児
童生徒に國産牛乳を給食するというのは、これは
需要関係からいって、政策需要だから、最優先しな
ければならぬわけですね。いままで農林省は、そ
ういう数量が余らないから出せないと言つたわけ
です。おとなが飲んで、残りがなければ、子供た
ちに飲ますわけにいかぬというところで、余った牛
乳、いわゆる残乳とか余乳処理のために國産牛乳
を使つたという弊害は、これは局長の言うのと
一致です。しかし、今度は法律が改正されれば、計画
を明らかにして政策的に供給するわけですから、
供給する気であれば、親が飲むのをがまんさせて
でも、まず必要な三百五十萬石というものは供給
するということになるから、心配ないわけですね。
そこで、畜産局長にお尋ねしますが、体育局長
の説明でいくとも、なま牛乳だけ一年間やるか、脱
脂粉乳だけを通常のやるかということは、設置
者の選択の意思によって、どっちかを選んでもら
うべきというふうな説明であつたわけですね。そ
のほうはほんとうはいいわけですね。ことしは一
年間なま牛乳でやりたいという希望があつた場合

には、それに応じてあげる、準備の都合等もある
から、一年脱脂粉乳でやりたいという場合には、
それも認める。ですから、選択権というものを学
校設置者にまかすという形であれば、途中で種切
れになつて、あとは脱粉という形にはならぬわけ
ですね。そういう点は農林省としてはどういうよ
うな配慮でやつておられるのですか。われわれの
理解では、平均的にその七十萬石を分配するとい
うふうに承知しておるわけですね。

○樺垣政府委員 私ども農林省としては、い
ままでも御説明をいたしましたように、なま
乳の学校給食を三十九年度以降は全国的なベー
スで計画的に推進をしていきたい。この配分の考
え方としては、やはりなま乳供給の余力の大きい地
帯、つまり、加工原料乳の比率の多い地帯を、まず
現状においては重点的といひますか、進めていく
という考へ方をとつて配分いたしておりますが、
その県内における各学校の配分ということに
ついては、県の教育委員会に一任をいたしてお
るわけでございまして、私どもからどのような配分を
すべきだというようなことは、全く関与をいたし
ておりません。

○芳賀委員 そうすると、二者択一でいく場合
は、補助の関係ははっきりしていいわけなん
です。ただ、先ほどの体育局長の説明のように、な
ま乳の割り当てが消化されて、残りをやる場合
には脱脂粉乳に依存しなければならぬという場合
に、なま乳の助成と脱粉の助成がそれぞれ数量
においてつくわけですね。それを地元において、
国はわずかししかくれぬが、とにかく子供たちに
せつかく飲ませ出したのだから、一年間牛乳を確
保して給食するという場合に、国が割り当てたな
ま乳分の残りの数量に対しては、せめて脱脂粉乳
に見合う補助というものは生かして交付してもい
いじゃないかというのが、先ほどからの――これ
は論議なんという問題ではないのです。あたりま
えのことを聞いておるが、なかなか体育局長がそ
れはできないように頭を振つておるわけですね。
(「そういうことはあるのか」と呼ぶ者あり)あるの

です、実際。そうやつた場合に、これは農林省
としてどう考へておられるのですか。なま乳はあな
たのほうで補助を出すわけですから、事業団から
とか。

○樺垣政府委員 農林省といひましては、予
算の上で定められました数量に予算で定められまし
た単価の補助を出しているということ、私ども
としては、その量の多寡という問題は、結果的に
いろいろ御批判もあろうかと思ひますけれども、
できる限りすみやかに全量学校給食への方向で努
力をいたしてはいるつもりでございします。考へ方
によりましては、農林省の補助によります生乳の学
校給食量が少なからず、年間の生乳供給の余力が
あるにかかわらず、補助分が足らぬようになるの
だという議論も、私は一つの論理としてはあり得
ると思ひます。あり得ると思ひますが、全国数
千の学校についてどの学校も農林省の割り当て量
以上に乳は一本も買えないような状態になるよ
うに計画的にやれといつても、これは人間わざで
はとうていできないことだと私は思ひますのでござ
いします。ですから、地域によりましては、たゞいま
御指摘がありましたように、農林省の系統のなま
乳の助成配分の問題もございしますが、やはり
そういうなま乳供給の余力がある市町村、地域と
いふものは、私はあり得ると思ひます。その場合
に、それなら脱脂粉乳の補助金がその分だけ浮く
はずだから、その助成分だけは、畜産振興事業団
の助成対象以外のものについて出せばいいじゃな
いかという芳賀先生の御意見と伺うわけでござ
いしますが、これは予算制度等を離れてものを考へま
すならば、私は一つの発想であると存じます。た
だ、体育局長も御説明に及んでおられないよう
でございしますが、私、おそらく予算の制約上、その
補助金が出せないという事情にあるのではないだ
ろうかと推測いたします。

○前田政府委員 どうもたいへんむずかしくて、
私どもすぐ言えないのです。こういう考へ方を私
ども実はあまり持たなかつたものですが、一
ら、よく考へて、申し上げなかつたのですが、一

ついにお話を伺っておりまして私が感じましたことですが、なま牛乳で一般的には五円の補助金がついておる、それを今度はなま牛乳を配給分一ぱいに飲んでしまつて、なお飲むから一円四銭ずつ一回について出せ、こういうことになるかと思うのでございますが、そうなりますと、今度は一円と五円とのたいへんな不公平になるのでござい

ます。みんなは五円のはうがほしいわけでございます。したがって、これは五円のはうの取り合いみたいなことになって、一円のはうに回された人たちは、四円損すると言つてと語弊がございしますが、そういう結果になりまして、實際の問題になりますと、畜産局長のおっしゃつた予算上のこともそのとおりなのでございますが、現実の問題としてかりにできるとしまして、これは五円のはうを取り合つて、一円四銭のはうをなるべく取らぬようにすることの非常な摩擦もございしますし、不公平もあるので、私は、それはあたりまえとおっしゃる先生の御趣旨はわからぬわけじゃございせんが、現実には私も行政的にそれをやるとなつたら、相当混乱が起きるといふ感じがいたします。そういう点でよほど検討の上でなければ、ちよつと私の立場としてお答えはいたしたがい次第でございます。

○芳賀委員 それじゃ体育局長、畜産局長、これは後刻十分打ち合わせてもらつて——いまのような答弁ではわれわれちよつと納得できないのですよ。なま牛乳の七十万石と残余は脱脂粉乳による給食の全体計画というはできておるわけですが、それに基ついて、数量も国が負担する予算も計上されておるわけですか。それがたとへばできないとすれば、それではなま牛乳だけは計画どおりやります、脱脂粉乳は当然数量は文部省が確保しておるわけですから、それをくださいという場合、やらぬというわけにいかぬでしょう。残りの分を脱粉でやるから材料をくれという場合に、おまえのところはなま牛乳を三分の一の日数やつたんだから、やるわけにいかぬというわけにいかぬでしょう、通年的にやりたいという場合。そうす

ると、その現物は一定の対価を出して引き取つて、その町村はあくまでも子供たちのためになま牛乳を継続的にやるという意思を持てているわけですから、その脱脂粉乳は適正に処分して、そしてその処分した代金も含めてなま牛乳の給食をやる、これは文句の言ひようがないでしょう。

○前田政府委員 それはもう文句の言ひようがないことはなくて、たいへん困るのでございます。と申しますのは、買うときの条件として、実は安く買つておりますことは御承知のとおりだと思つたのですが、それは学校給食用でなければ困る、こういうことでやつておるわけでございます。したがつて、かつては脱粉だけ受けて、そしてそれをどこかへ売つてしまつて、その金で牛乳を買つて飲むといふことは、これはもう私のほうとしては困ると思つたのです。初めからその学校で計画的にやつていて、その計画量がございしますので、もしその学校が脱粉が余れば、これは使わないで翌年に回すなり、あるいは中央のほうへ返していただければよろしいわけでございます。ではそのかわりになま牛乳を飲んだら補助をくれるのかといふと、これは予算の制約があるわけでございますまして、差し上げるわけにいかないという結果ではないかと思つたのです。

○芳賀委員 現物を引き取つて、これは高く売れるのですから、それでよく横流し問題というのが世上から指摘されるわけです。だから、どうしても補助金を一円四銭よこさないといふのであれば、現物はこれは買い置けるわけですから、それを高く売ろうが安く売ろうが、それはかまわぬでしょう。そのかわり新鮮ななま牛乳を一年間続けられるわけだから、これは文句の言ひようがないと思ふのですよ。ですから、その問題と補助を出すか出さぬかといふ問題とについて、両局長で十分研究されて、適当な機会に明らかにしてもらいたいと思ひます。

○前田政府委員 いまのお話でございますが、一点だけ申し上げます。研究は幾らでもいたしますが、脱脂粉乳の配給を受けたら、それを横へ流して売つて、それでどうこうするといふようなことだけは、私どもとしては、これは禁止をいたしたいと思つております。

○坂田(英)委員長代理 次会は明二十三日開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時三十四分散会